

熊本県狂犬病（疑い）発生時対応マニュアル

平成24年4月
熊本県健康福祉部健康危機管理課

【目次】

はじめに

第一章 マニュアルの概要

- 1 狂犬病（疑い）予防の基本方針
 - I. 狂犬病とは・・・p. 3
 - II. 対象とする動物・・・p. 5
 - III. 狂犬病（疑い）への対応・・・p. 6
 - IV. 関係機関ごとの役割分担・・・p. 7
- 2 狂犬病（疑い）への具体的な対応
 - I. ステージ1：【平常時】における対応・・・p. 9
 - II. ステージ2：【疑い発生時】における対応・・・p. 11
 - III. ステージ3：【発生時】における対応・・・p. 12
 - IV. 狂犬病（疑い）発生時以降の事務の流れ一覧・・・p. 17

第二章 発生ケース別対応フローチャート

- I-0 対応全体の流れ・・・p. 20
- I-1 動物病院で発見された場合・・・p. 21
- I-2 保健所又は熊本市動物愛護センターの動物管理施設で発見された場合・・・p. 25
- I-3 動物の所有者が発見した場合・・・p. 29
- I-4 野外で発見された場合（野生動物・放浪動物への対応）・・・p. 33
- I-5 県外において発見された場合・・・p. 35
- I-6 空港・港湾施設内で発見された場合・・・p. 36
- II. 狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応・・・p. 37
- III. 狂犬病の疑いのある動物発見の報告及び確定診断依頼・・・p. 40
- IV. 確定診断・・・p. 42
- V. 確定診断結果の報告の手順・・・p. 44
- VI. 確定診断結果に基づく対応・・・p. 46
- VII. 対策本部の解散・・・p. 52
- ＜参考＞ 予防法に基づく事務一覧・・・p. 53

付属書

- I. 疑い動物発見時：「疫学調査の実施」・・・p. 1
- II. 調査結果に基づく措置：「感染の疑い有り」と判断した場合」・・・p. 3
- III. 動物の観察方法について：「狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴」・・・p. 5
- IV. 動物の致死処分について：「決定及び方法」・・・p. 8
- V. 所有者不明動物への措置・・・p. 9
- VI. 確定診断の依頼：「手順及び方法」・・・p. 10
- VII. 発症動物が確認された場合の対応・・・p. 11
- VIII. 咬傷被害者への治療について・・・p. 17

様式集

様式第1号～第10号

はじめに

狂犬病予防法は、未だ犬による発生が年間800頭を超えていた昭和25年に、獣医師であり当時の衆議院議員であった原田雪松らの尽力で制定された。

本法の施行により、昭和32年以降、50年の長きにわたり清浄性が確保され、我が国においては、狂犬病は言わば忘れ去られた過去の脅威であり、対策に当たる行政職員や獣医師等においても本病に関する知識や危機意識が低下している状況にある。

一方、世界に目を向けてみると、本病の流行は依然として続いている状況にあり、年間5万人を超える人命が失われている現状がある。また、主な流行国である近隣アジア諸国と我が国の昨今の交流の進展を考慮すると、本病が再び日本国内へ侵入するリスクも十分考えられるところである。

このようなことから、狂犬病対策研究会が作成した「狂犬病予防ガイドライン2001」を参考として、平常時における予防対策の重要性を確認すると共に、県内で本病が発生した場合に備え、各保健所及び関係機関が連携してまん延防止のための具体的対応がとれるよう、今般、本県における実情、特性等に沿った「熊本県狂犬病（疑い）発生時対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）をまとめた。

なお、本マニュアルでは、想定され得る多くのケースについて記述しているが、想定外の事態が生じた場合においても、関係機関が臨機応変に対応し、県民の安全と健康の確保に万全を期することを目指す。

平成24年4月

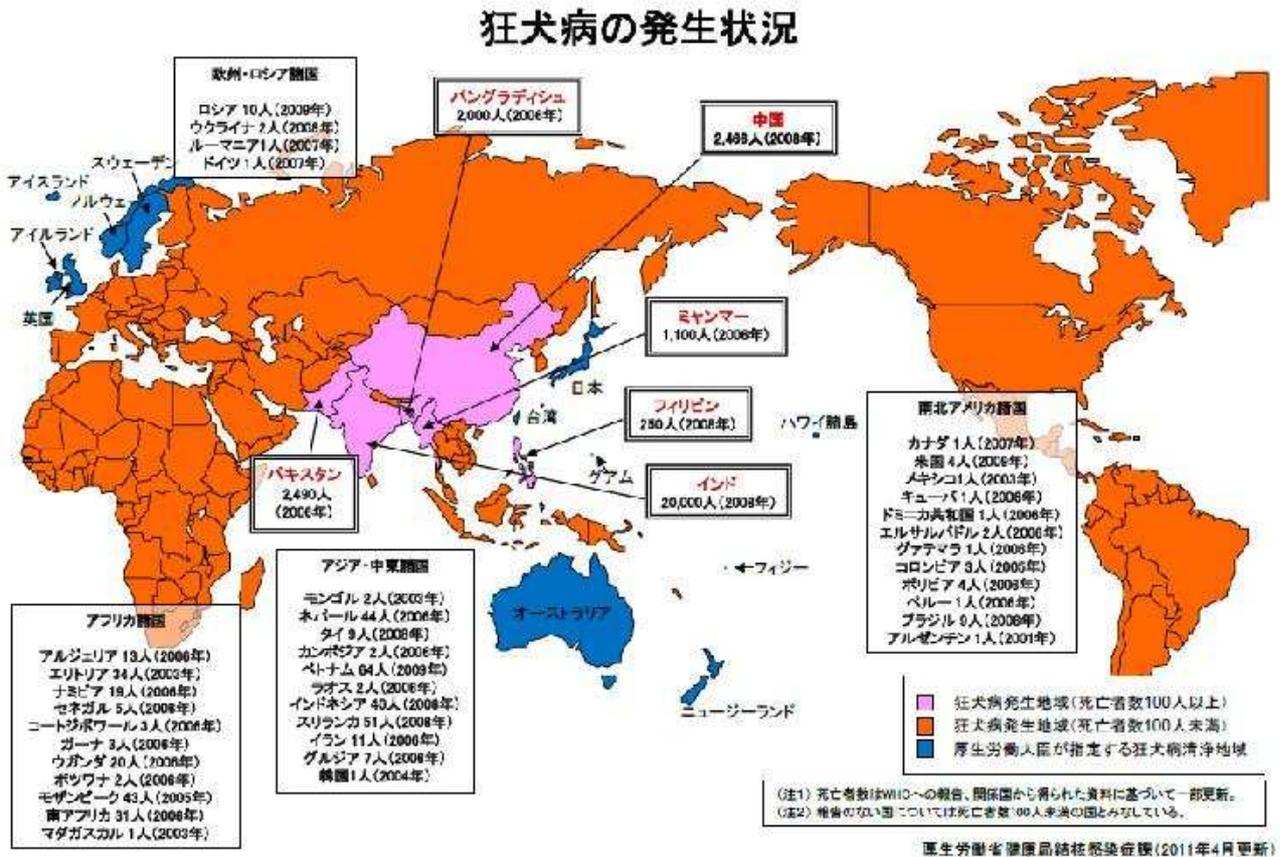
第一章 マニュアルの概要

1 狂犬病（疑い）予防の基本方針

I. 狂犬病とは

狂犬病は、ラブドウイルス科リッサウイルス属の狂犬病ウイルスを病原体とする人獣共通感染症であり、現在までのところ50年以上国内での発生がなく、日本は世界でも稀少な狂犬病清浄国とされている。しかし、1970年にネパールを旅行中に犬に咬まれ、帰国後に発症して死亡した例、及び2006年に男性2名がフィリピン滞在中に犬に咬まれ、帰国後、共に発症し死亡した例の計3件の輸入感染事例がある。また、世界では南極を除く全ての大陸で発生が確認されており、毎年5万人を超える死者を出しているが、その大半はアジア諸国であり、最近では特に近隣東南アジア諸国での発生が増加傾向にあるとされている。

<参考>



近年のように、国際交流の進展した状況においては、本病の国内侵入の可能性もゼロとは言えない。海外渡航時の他、ペットの輸入等を通して侵入するリスクや、最近では、狂犬病常在国の漁船が寄港した際に、検疫を受けていない犬が国内に上陸し、行方不明となるといった事例も確認されている。

《 狂犬病の特徴 》

- (1) ヒトを含めた全ての哺乳類が狂犬病ウイルスに感染し、発症する。
- (2) 一旦発症すると有効な治療法がなく、ほぼ100%死に至る。
- (3) 発症までの潜伏期間が長く、ヒトでは一般的に1～3ヶ月程度である。
(犬や猫では、潜伏期間は1週間から1年4ヶ月（平均1ヶ月）と開きがあるが、発症から2週間程度で死に至る。)
- (4) 世界中で発生しており、年間およそ5万人が犠牲になっているとされている。(WHO報告)
- (5) 患者の半数は15歳以下の子供である。
- (6) ヒト狂犬病の原因の95%は犬の咬傷によるとされている。
- (7) 狂犬病ウイルス感染を早期に確認する診断法は確立されていない。
- (8) 感染動物からの咬傷後、すぐにワクチンによる発症予防治療を受けることで発症を防ぐことができる。

<参考>

世界各地の狂犬病媒介動物



出典：厚生労働省結核感染症課 HP より掲載

II. 対象とする動物

本マニュアルで対象とする動物は、狂犬病予防法（以下「予防法」という。）第2条に規定される犬、猫その他の動物（政令指定動物：あらいぐま、きつね及びスカンク）とする。

参考①：【家畜に狂犬病（疑い）が発生した場合の取扱い】

*家畜で狂犬病（疑い）が発生した場合は、県農林水産部畜産課が対応する。

家畜伝染病予防法規定の狂犬病対象家畜（牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし）

*なお、その際、健康危機管理課及び関係保健所は、当該家畜に接触した動物及びヒトの調査が必要となる。

*また、予防法第2条に規定されない動物に狂犬病（疑い）が発生した場合は、予防法第2条第2項に基づく狂犬病予防法施行令（以下「政令」という。）による指定が必要となってくることに留意すること。

参考②：【予防法第2条第2項】

犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、狂犬病予防法施行令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部（前項第2号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。）を準用することができる。この場合において、その期間は、1年を超えることができない。

参考③：【犬以外の動物に予防法に基づく法的措置を実施する際の事務】

| 法的措置 | 対象動物 | ①猫、あらいぐま、きつね、スカンク | ①以外の動物（牛等の家畜は除く） |
|-------------------|-------------|-------------------|------------------|
| 狂犬病発生届出義務（予防法第8条） | | ○ | 要手続き |
| 隔離義務（予防法第9条） | | ○ | 要手続き |
| 公示 | | ○ | ○ |
| けい留命令等 | （予防法第10条） | 要手続き | 要手続き |
| 殺害禁止 | （予防法第11条） | ○ | 要手続き |
| 死体の引渡し | （予防法第12条） | ○ | 要手続き |
| 検診及び予防注射 | （予防法第13条） | 要手続き | 要手続き |
| 病性鑑定のための措置 | （予防法第14条） | ○ | 要手続き |
| 移動の制限 | （予防法第15条） | 要手続き | 要手続き |
| 交通の遮断又は制限 | （予防法第16条） | 要手続き | 要手続き |
| 集合施設の禁止 | （予防法第17条） | 要手続き | 要手続き |
| けい留されていない動物の抑留 | （予防法第18条） | 要手続き | 要手続き |
| けい留されていない動物の薬殺 | （予防法第18条の2） | 要手続き | 要手続き |

※ 「○」は予防法第2条第2項に基づく政令による指定手続きが不要であることを意味する。

Ⅲ. 狂犬病（疑い）への対応

平常時から発生時までを3つのステージに分け、緊急性の度合いに合わせて対応する。

| ステージ1：平常時 | |
|--|---|
| (1) 国内での発生が無い場合。 (2) 海外で感染したヒト輸入狂犬病が県外で発生し、当該患者に接触した動物が国内にいない場合。 (3) 動物検疫所で狂犬病が確認された場合で、国内への侵入が無い場合。 | |
| 本 庁 | 保 健 所 |
| ○ 関係機関の把握と、連携・調整 ○ 研修会の開催 | ○ 関係機関との連携 ○ 通常体制による予防策の実施 ○ 周知、徹底 |
| ステージ2：疑い発生時 | |
| (1) 県内の保健所に狂犬病（疑い含む）に感染した動物、及びヒトの届出があった場合 (2) 狂犬病感染が疑われる動物及びヒトに接触した動物の調査が必要となった場合 (3) 経過観察の結果、疑い動物の確定診断が必要となった場合 | |
| 本 庁 | 保 健 所 |
| ○ 健康危機管理調整会議の開催 | ○ 疫学調査チームの結成 ※「疫学調査チーム」とは 狂犬病予防員（以下「予防員」という。）、保健師、感染症担当者等で構成し、狂犬病疑い発生時に保健所長の判断で結成。保健所長の指揮監督のもと、管内における狂犬病に係る疫学調査を適宜実施する。 |
| ステージ3：発生時 | |
| (1) 国内での発生確認後に、国の中央会議で広域的な防疫対策が必要と判断された場合（レベル1） (2) 九州内（沖縄県を除く）で狂犬病が発生し、防疫対策が必要となった場合（レベル2） (3) 確定診断の結果、県内で狂犬病発生が確認された場合（レベル3） | |
| 本 庁 | 保 健 所 |
| ○ レベル1：対策総括班の設置 ○ レベル2：熊本県狂犬病監視本部の設置 ○ レベル3：熊本県狂犬病対策本部の設置 | ○ レベル1：地域対策班の設置 ○ レベル2：地域狂犬病監視本部の設置 ○ レベル3：地域狂犬病対策本部の設置 ○ 発生地以外の関係保健所においては地域狂犬病対策支援本部を設置等 |

IV. 関係機関ごとの役割分担

※組織名称は平成23年度現在

| 本庁各課等の事務分担表 | | |
|-------------|--------------------|---|
| 機関の名称 | | 主な事務内容 |
| 健康福祉部 | 健康危機管理課 (対策総括班) | (1) 熊本県狂犬病対策本部事務局の設置 (2) 情報収集及び分析 (3) マスコミ対応(風評被害防止対策) (4) 予防法に基づく命令、措置の実施 (5) 狂犬病予防ワクチン等、必要物資の確保 (6) 保健所、保健環境科学研究所との連絡調整 (7) 国、近隣都道府県等関係機関との連絡調整 (8) 県獣医師会、医師会との連絡調整 (9) 県民相談及び要請窓口の設置 |
| 知事公室 | 秘書課 | (1) 知事、副知事との連絡調整 |
| | 広報課 | (1) マスコミ対応(情報提供・啓発関連事務) |
| | 危機管理防災課 | (1) 市町村等との総合調整 |
| 総務部 | 消防保安課 | (1) 消防署等との連絡調整 |
| 環境生活部 | 自然保護課 | (1) 野生鳥獣の感染状況把握 (2) 野生鳥獣の捕獲許可事務及び捕獲に関する協力(鳥獣保護員による巡視等) |
| 農林水産部 | 畜産課 | (1) 家畜防疫対策(家畜への感染状況把握) (2) 家畜の移動制限等の措置 (3) 畜産農家への啓発(家畜と外部動物の接触禁止等) |
| 土木部 | 港湾課 | (1) 港湾での不法上陸動物対策(港湾周辺の調査協力等) |
| | 道路保全課 | (1) 道路関係での車両規制対策等の協力 |
| 県警本部 | 生活安全企画課 | (1) 感染(疑い)動物からの住民保護対策 (2) 住民の混乱を避けるための対策 |
| | 交通規制課 | (1) 交通規制、交通遮断対応 |
| 教育庁 | 教育政策課 体育保健課 | (1) 学校飼育動物対策 (2) 動物との遭遇時における対処指導(登下校時等の被害防止対策等) |
| 協力要請団体 | 県獣医師会 | (1) 狂犬病予防注射、一斉検診等の協力 |
| | 県医師会 | (1) 咬傷事故等被害者に対する治療 |
| | 学識経験者 | (1) 狂犬病防疫対策に関する助言 |

| 出先関係機関等の事務分担表 | | |
|----------------------|---------------------|--|
| 機関の名称 | | 主な事務内容 |
| 保健所 (地域対策班) | 総務係 (総務企画課) | (1) 熊本県対策本部(本庁)との総合調整 (2) 管内関係機関、団体、他保健所との連絡調整 (3) 情報整理及び風評被害の防止対策 (4) 住民相談窓口の設置、感染防止啓発 (5) 検体の搬送、必要物品の調達 (6) 必要人員の配置及び従事職員の健康管理等 |
| | 狂犬病予防担当係 (衛生環境課) | (1) 現地疫学調査、収集した情報の分析 (2) 感染動物の隔離・経過観察 (3) 予防法に基づく措置の実施 (4) 確定診断のための検体確保 (5) 汚染施設、物品の消毒指導 |
| | 予防係 (保健予防課) | (1) 感染(疑い)者疫学調査 (2) 感染危険度の判定と医療機関への情報提供 (3) 患者(家族)に対する心のケア (4) 住民相談窓口の設置、人の感染防止啓発 |
| 保健環境科学研究所 | | (1) 確定診断の為に検体の採材 (2) 国立感染症研究所への検体の送付 |
| 食肉衛生検査所 | | (1) 要請に応じた獣医師職員の派遣 |
| 地域振興局 | 林務課(森林保全課) | (1) 鳥獣保護員による感染状況把握の協力 (2) 野生鳥獣の捕獲許可事務及び捕獲に関する協力 |
| | 維持管理課 | (1) 県管理道路での車両規制対策等の協力 |
| 港管理事務所 | | (1) 港湾周辺の調査協力等 |
| 家畜保健衛生所 | | (1) 家畜への感染状況把握 (2) 畜産農家への啓発(家畜と外部動物との接触禁止等) |
| 市町村 | 保健衛生担当課 | (1) 放浪動物の捕獲協力 (2) 予防法に基づく措置の協力 (3) 飼育者等が実施する汚染施設、物品の消毒支援 (4) 感染防止啓発の協力 |
| | 鳥獣保護担当課 | (1) 狂犬病予防対策のための野生鳥獣の捕獲許可事務 (2) 狩猟、有害鳥獣捕獲禁止等の対策 |
| 警察署 | 生活安全担当課 | (1) 感染(疑い)動物からの住民保護対策 (2) 住民の混乱を避けるための措置 |
| | 交通担当課 | (1) 交通規制、交通遮断 |
| 教育事務所 市町村教育委員会関係課 | | (1) 学校飼育動物対策 (2) 動物との遭遇時における対処指導(登下校時の被害防止対策等) |
| 獣医師会支部 | | (1) 狂犬病予防注射、一斉検診の協力 |
| 医師会支部 | | (1) 咬傷事故被害者に対する治療 |

2 狂犬病（疑い）への具体的な対応

I. ステージ1：【平常時】における対応

狂犬病（疑い）の国内発生が無い場合、又は海外で感染したヒト輸入狂犬病が県外で発生するも、当該患者に接触した動物が国内にいない場合、若しくは、動物検疫所で狂犬病が確認された場合で、国内への侵入が無い場合をステージ1（平常時）と位置づける。

狂犬病の国内流入を防ぐため、また流入した際のまん延防止を図るため、関係機関との連携のもと、平常時より次の対策を講ずる。

(1) 『飼い犬の登録、狂犬病予防注射の推進』（予防法第4条・5条）

市町村においては、予防法の規定に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を図り、国内の犬に対する免疫の付与を確実に行う。また、県は技術的支援等を通して登録及び接種率の向上を図る。

(2) 『徘徊犬の捕獲・保管、未登録・未注射犬の発見と飼養者への指導』（予防法第6条）

県の予防員は、予防法の規定に基づく捕獲・保管、未登録・未注射犬の発見とその所有者に対する指導の徹底を図ることにより、登録と狂犬病予防注射の確実な実施を図る。

(3) 『狂犬病予防対策に従事する者への感染防御対策』

保健所長は、狂犬病の感染を予防するため、感染の危険性がある作業に従事する者に対し、予防接種を実施するとともに安全装備の配備を行う。（詳細は、付属書P. 11を参照）

(4) 『国外からの侵入防止』

狂犬病発生国からの病気の侵入を防ぐ為、下記の機関はそれぞれ必要な事務を行うこととなる。

①国

- a. 動物検疫所（門司支所、博多出張所、福岡空港出張所）における対応
「犬等の輸出入検疫規則」に基づき、輸入動物の検疫を徹底。
- b. 税関（長崎税関）における対応
不法に国内に持ち込まれる動物に対する監視の徹底。
- c. 検疫所（福岡検疫所）における対応
ア) 海外渡航者等に対する狂犬病に関する知識の啓発。
イ) 必要に応じて暴露前又は暴露後ワクチンの接種の指導。

②都道府県

- a. 外国船（貨物船、漁船等）内で飼育されている動物の不法上陸への対応
国際港を有する都道府県は、外国船員に対し動物を不法上陸させないよう周知・徹底（なお、本県の対応としては港管理事務所等と協力し、熊本港、八代港における対策を重点的に行う）。

(5) 『研修会の開催』

健康危機管理課は、狂犬病の発生に備え、以下の関係者に対する研修会を開催する。

- ① 行政関係者
 - a. 狂犬病予防担当者及び感染症担当者
 - b. 市町村の狂犬病予防担当者及び感染症担当者
- ② 開業獣医師
- ③ 医療関係者
- ④ 住民及び動物の所有者

(6) 『狂犬病暴露後発症予防の可能な医療機関の把握』

健康危機管理課は、狂犬病に感染した疑いのある人の発症予防が速やかに実施されるよう、地域で狂犬病感染への対応が可能な医療機関を把握する。

【県内で狂犬病予防ワクチンが常備されている医療機関】 ※平成 23 年 8 月現在

| 医療機関名 | 住 所 | 電話番号 |
|-------------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 熊本地域医療センター（熊本県予防接種センター） | 熊本市本荘 5 丁目 16 番 10 号 | TEL：096-363-3311 FAX：096-362-0222 |
| 熊本赤十字病院 | 熊本市長嶺南 2 丁目 1 番 1 号 | TEL：096-384-2111 FAX：096-384-3939 |
| 天草中央総合病院 | 熊本県天草市東町 101 番地 | TEL：0969-22-0011 |

(7) 『人の狂犬病感染に対する適切な対応への準備』

医療機関においては、狂犬病患者を確認した場合、速やかに保健所への連絡を行う。また、迅速かつ適切な対応を図るため、健康危機管理課は関係医療機関との密接な連携体制の整備を図る。

(8) 『狂犬病の疑いのある動物の捕獲に係る関係部局との調整』

- ① 野生動物について
健康危機管理課は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」という。）」の対象動物の捕獲許可について早急な対応がとれるよう、あらかじめ、庁内や市町村の、鳥獣保護関係課との連絡体制等を整えておく。
- ② 犬以外の放浪動物について
健康危機管理課は、捕獲の際の対応について庁内各課及び県警察本部との調整を図る。

※ 放浪動物とは
本来野生で生息する動物が人の生活圏内に迷い出てきたものや、野良猫など人の保管・管理下にはないまま人の生活圏内に生息する動物をいう。

II. ステージ2：【疑い発生時】における対応

県内保健所に狂犬病（疑い含む）に感染した動物、又はヒトの届出があった場合、狂犬病感染が疑われる動物及びヒトに接触した動物の調査が必要となった場合、経過観察の結果、疑い動物の確定診断が必要となった場合をステージ2（疑い発生時）と位置づける。

（1）『疫学調査チームの結成及び疫学調査の実施』

① 疫学調査チームの結成

保健所長は、感染の有無等について調査するため、予防員、保健師、感染症担当者等による疫学調査チームを結成する。（詳細は、付属書P. 1を参照）

② 調査の実施

疫学調査チームは、保健所長の指揮監督のもと、管内における狂犬病の発生状況の有無等について調査を実施する。（詳細は、付属書P. 1を参照）

（2）『感染疑い動物又はヒトへの対応』

① 動物の場合

予防員は、当該動物を人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離し、保管中の動物を2週間以上継続して観察を行う。（詳細は、付属書P. 3～9を参照）

② ヒトの場合

治療方針の決定の為、医療機関等と連携し疑患者及び家族等関係者から聞き取り調査を行う。（詳細は、付属書P. 2、17～19を参照）

（3）『調査結果に基づく措置』

① 健康危機管理課への報告

保健所長は、疫学調査の結果について健康危機管理課へ報告する。健康危機管理課は、速やかに関係課へ情報を提供し、疑いが濃厚な場合等、必要に応じて健康福祉部長を座長とする健康危機管理調整会議を開催する。

② 届出者等への指示

予防員は、予防法に基づき、必要な指示を行う。（詳細は、付属書P. 3を参照）

（4）『確定診断の実施』

① 致死処分の実施

予防員は、感染の疑いのある動物について適宜観察を継続し、疫学調査の結果も踏まえ、感染の疑いがないことが明らかになった場合を除き、病性鑑定のための致死処分を決定する。（詳細は、付属書P. 8を参照）

② 確定診断の依頼

以下の手順により、確定診断を実施する。（詳細は、付属書P. 10を参照）

a. 保健所長は、確定診断の実施について、健康危機管理課に連絡する。

b. 健康危機管理課は、保健所からの連絡を受け、熊本県保健環境科学研究所（以

- 下、「保健環境科学研究所」という。)に検査を依頼する。
- c. 予防員は、検体を保健環境科学研究所へ搬送する。
 - d. 保健環境科学研究所は、検体から検査に必要な臓器を採取し、国立感染症研究所へ確定診断を依頼する。

Ⅲ. ステージ3：【発生時】における対応

国内での発生確認後に、国の中央会議で広域的な防疫対策が必要と判断された場合、九州内（沖縄県を除く）で狂犬病が発生し、防疫対策が必要となった場合、確定診断の結果、県内で狂犬病発生が確認された場合をステージ3（発生時）と位置づける。

なお、ステージ3においては、次のような3段階のレベルに応じた対応を行う。

- ① レベル1（国内で発生した旨、国から通知が入った場合）
- ② レベル2（九州内（沖縄県を除く）で発生した場合）
- ③ レベル3（県内で発生が確認された場合）

（1）健康危機管理体制の設置

狂犬病発生時には、健康福祉部長は『熊本県健康危機管理基本指針』に基づいた健康危機管理調整会議を開催する。また、発生状況に応じ次の3段階の危機管理体制をとる（具体的事務についてはP. 46～52を参照）。

① レベル1：【国内で発生した旨、国から通知が入った時】

国内で発生した旨、国から通知が入った場合、健康危機管理課及び保健所衛生環境課は、県民やマスコミからの問い合わせへの対応を行うとともに、近隣県や県内での発生を想定し、平常時予防事務（捕獲・予防注射の啓発等）の徹底等、侵入防止体制を整備する。

（設置体制）

健康危機管理課に対策総括班（以下「総括班」という。）を設置する。
また、必要に応じて保健所との連携体制をとり、情報共有に努める。
その場合、総括班との連携を図るため、保健所に地域対策班（以下「対策班」という。）を設置する。

- a. 総括班の組織構成は次のとおりとする。
 - ア) 健康危機管理課の職員をもって組織し、班長、副班長を置く。
 - イ) 班長は健康危機管理課長を、副班長は課長補佐をもって充てる。
- b. 対策班の組織構成は次のとおりとする。
 - ア) 衛生環境課の職員をもって組織し、班長を置く。
 - イ) 班長は衛生環境課長をもって充てる。

② レベル2：【九州内（沖縄県を除く）で発生した時】

九州内（沖縄県を除く）で発生した場合、発生県に隣接する保健所は緊急の調査や、侵入防止のための対策を実施する。

また、県民やマスコミからの問い合わせへの対応を行うとともに、具体的事務については、国と県との協議において決定する。

(設置体制)

庁内外の関係機関の協力体制の確立及び連絡調整を図るため、健康福祉部長を本部長とする熊本県狂犬病監視本部（以下「監視本部」という）を設置する。

同時に、発生地に隣接する保健所に保健所長を本部長とする地域狂犬病監視本部（以下「地域監視本部」という。）を設置し、関係機関との連携・協力の下、侵入防止と清浄性の確認を図る。

- a. 監視本部の組織構成は次のとおりとする。
 - ア) 別表1の構成員をもって組織し、本部長を置く。
 - イ) 監視本部の本部長は、健康福祉部長をもって充てる。
- b. 監視本部の事務を補佐するために幹事会を置く。
 - ア) 別表2の構成員で組織し、幹事長を置く。
 - イ) 幹事会の幹事長は、健康危機管理課長をもって充てる。
 - ウ) 本部長の判断により、必要に応じて幹事会を開催することができるものとする。
- c. 地域監視本部の組織構成は次のとおりとする。
 - ア) 別表3の構成員をもって組織し、地域監視本部長を置く。
 - イ) 地域監視本部長は、保健所長をもって充てる。
- d. 地域監視本部の事務を補佐するために幹事会を置く。
 - ア) 別表4の構成員で組織し、幹事長を置く。
 - イ) 幹事会の幹事長は、保健所長をもって充てる。
 - ウ) 地域監視本部長の判断により、必要に応じて幹事会を開催することができるものとする。

なお、隣県における発生に伴い、本県内の地域に疫学調査等の必要が生じるなど、発生状況に応じ健康福祉部長が必要と認める場合は、次のレベル3の体制により対応する。

③ レベル3：【県内で発生が確認された時】

県内で発生が確認された場合、知事を本部長とする熊本県狂犬病対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。県民やマスコミの問い合わせの急増の他、県内の飼養者間でのパニック等も予想されることから、迅速かつ適切な情報提供に努める他、具体的事務については、国と県との協議において決定する。関係機

関は一致協力して、緊急にまん延状況の確認、被害の防止、早期清浄化に向け取り組む。(詳細は、P. 49～52を参照)

(設置体制)

知事を本部長とする対策本部を設置する。また、知事は、発生地地域の地域振興局長を本部長とする地域対策本部を設置するとともに、必要に応じて関係保健所に地域狂犬病対策支援本部(以下「支援本部」という)を設置し、関係機関との連携・協力の下、早期清浄化と感染被害の拡大防止を図る。

- a. 対策本部の組織構成は次のとおりとする。
 - ア) 別表5の構成員をもって組織し、本部長、副本部長を置く。
 - イ) 対策本部の本部長は、知事をもって充てる。
 - ウ) 副本部長は、副知事及び健康福祉部長をもって充てる。

- b. 対策本部の事務を補佐するために幹事会を置く。
 - ア) 別表6の構成員で組織し、幹事長を置く。
 - イ) 幹事長は、健康福祉部長をもって充てる。
 - ウ) 本部長の判断により、必要に応じて幹事会を開催することができるものとする。

- c. 本部長は、発生地域における危機管理体制を強化するため、発生地域を管轄する地域振興局に地域対策本部を置く。
 - ア) 別表7の構成員をもって組織し、地域対策本部長を置く。
 - イ) 地域対策本部長は、地域振興局長をもって充てる。
 - ウ) 地域対策本部副本部長は、保健所長をもって充てる。

- d. 地域対策本部の事務を補佐するために幹事会を置く。
 - ア) 別表8の構成員で組織し、幹事長を置く。
 - イ) 幹事会の幹事長は、保健所長をもって充てる。
 - ウ) 地域対策本部長の判断により、必要に応じて幹事会を開催することができるものとする。

- e. 本部長は、発生が広範囲に亘るなど必要に応じて地域振興局単位に支援本部を置く。
 - ア) 別表9の構成員で組織し、支援本部長を置く。
 - イ) 支援本部長は、保健所長をもって充てる。

(2) 運用

監視本部又は対策本部の本部長は、必要に応じて、危機管理体制（レベル）の設定及び各体制の縮小及び拡充を行うことができるものとする。

なお、各危機管理体制の庶務はそれぞれの事務局が執り行う。

参考：各危機管理体制の構成

| | |
|-----------------------|---------------|
| (別表1) 熊本県狂犬病監視本部 レベル2 | |
| 本部長：健康福祉部長 | |
| 構成員：知事部局関係部長 | 危機管理監 |
| 県警生活安全部長 | 教育長 |
| 保健環境科学研究所所長 | 食肉衛生検査所長 |
| 熊本県医師会代表 | 熊本県獣医師会代表 |
| 学識経験者 | |
| その他本部長が必要と認める機関、団体 | |
| 事務局：総括班（健康危機管理課） | |
| (別表2) 熊本県狂犬病監視本部 幹事会 | |
| 幹事長：健康危機管理課長 | |
| 幹事：知事部局各部関係課長 | 危機管理防災課長 |
| 県警生活安全企画課長 | 県警交通規制課長 |
| 教育庁体育保健課長 | 保健環境科学研究所担当部長 |
| 事務局：総括班（健康危機管理課） | |

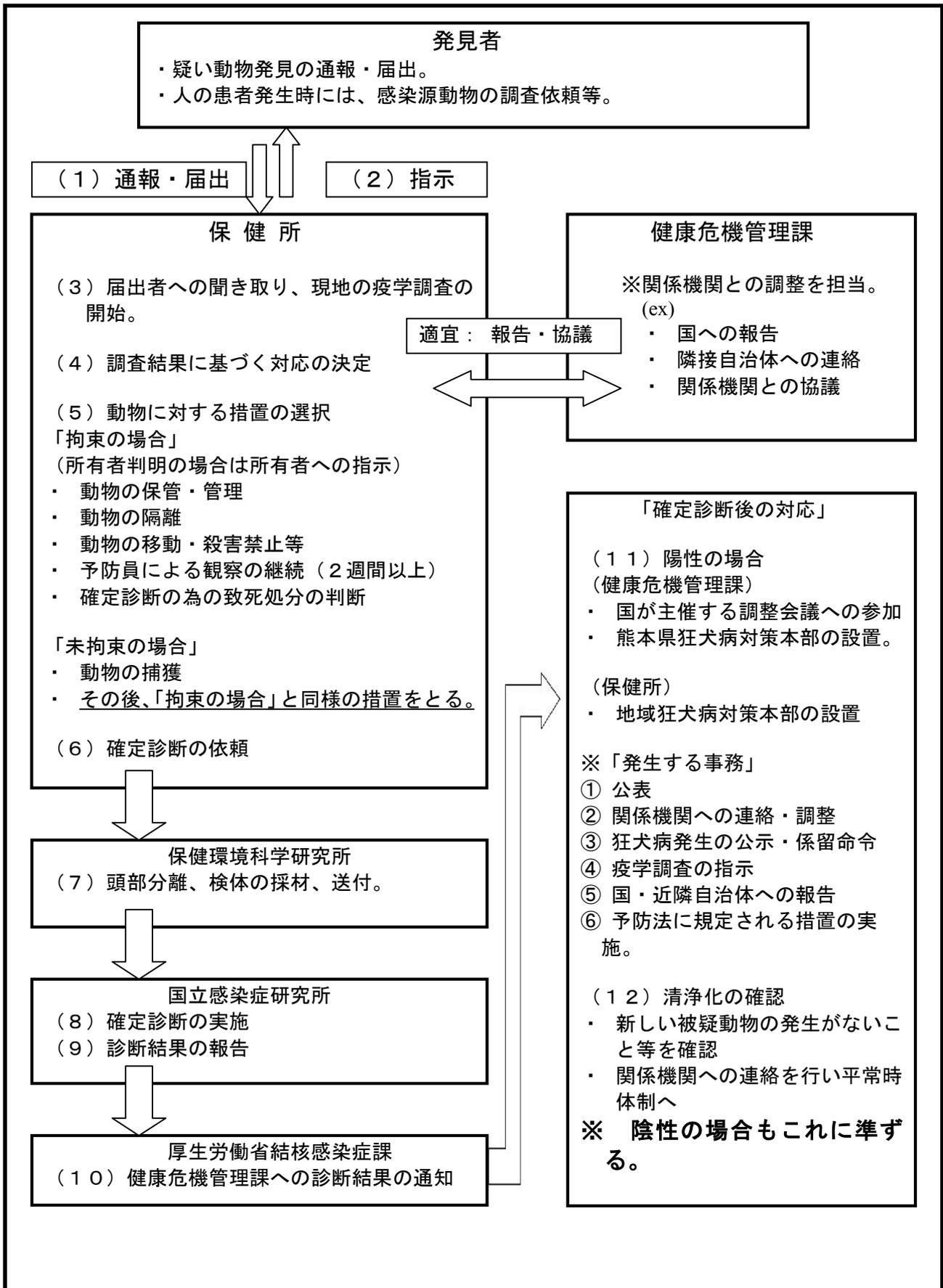
| | |
|---------------------|-----------------|
| (別表3) 地域狂犬病監視本部 | |
| 地域監視本部長：保健所長 | |
| 構成員：総務部長 | 農林（水産）部長 |
| 土木部長 | 家畜保健衛生所長 |
| 警察署長 | 消防署長 |
| 教育事務所長 | 医師会支部長 |
| 獣医師会支部長 | 市町村鳥獣保護担当課長 |
| 市町村保健・環境衛生担当課長 | 市町村教育委員会関係課長 |
| その他本部長が必要と認める機関、団体 | |
| 事務局：対策班（衛生環境課） | |
| (別表4) 地域狂犬病監視本部 幹事会 | |
| 幹事長：保健所長 | |
| 幹事：保健所関係各課長 | 家畜保健衛生所家畜防疫担当課長 |
| 地域振興局総務振興課長 | 地域振興局林務課長 |
| 地域振興局維持管理課長 | 港管理事務所 |
| 警察署生活安全・交通担当課長 | 教育事務所 |
| 市町村保健・環境衛生担当課長 | 市町村教育委員会関係課長 |
| その他幹事長が必要と認める機関、団体 | |
| 事務局：対策班（衛生環境課） | |

| (別表 5) 熊本県狂犬病対策本部 レベル3 | |
|--|---|
| 本部長：知事、副本部長：副知事 健康福祉部長 | |
| 構成員：知事部局関係部長 県警本部長 保健環境科学研究所所長 熊本県医師会代表 食肉衛生検査所長 その他本部長が必要と認める機関、団体 | 危機管理監 教育長 各地域振興局長 熊本県獣医師会代表 学識経験者 |
| 事務局：総括班（健康危機管理課） | |
| (別表 6) 熊本県狂犬病対策本部幹事会 | |
| 幹事長：健康福祉部長 | |
| 幹 事：知事部局各関係管課長 県警生活安全企画課長 教育庁体育保健課長 | 危機管理防災課長 県警交通規制課長 保健環境科学研究所担当部長 |
| 事務局：総括班（健康危機管理課） | |

| (別表 7) 地域狂犬病対策本部 | |
|--|---|
| 地域対策本部長：振興局長、地域対策本部副本部長：保健所長 | |
| 構成員：総務部長 土木部長 警察署長 教育事務所長 獣医師会支部長 市町村保健・環境衛生担当課長 その他本部長が必要と認める機関、団体 | 農林（水産）部長 家畜保健衛生所長 消防署長 医師会支部長 市町村鳥獣保護担当課長 市町村教育委員会関係課長 |
| 事務局：対策班（衛生環境課） | |
| (別表 8) 地域狂犬病対策本部 幹事会 | |
| 幹事長：保健所長 | |
| 幹 事：保健所関係各課長 地域振興局総務振興課長 地域振興局維持管理課長 警察署生活安全・交通担当課長 市町村保健・環境衛生担当課長 その他幹事長が必要と認める機関、団体 | 家畜保健衛生所家畜防疫担当課長 地域振興局林務課長 港管理事務所 教育事務所 市町村教育委員会関係課長 |
| 事務局：対策班（衛生環境課） | |

| (別表 9) 地域狂犬病対策支援本部 | |
|--------------------|-----|
| 支援本部長：保健所長 | |
| 構成員：保健所関係各課長 | 各課員 |
| 事務局：対策班（衛生環境課） | |

IV. 狂犬病（疑い）発生時以降の事務の流れ一覧

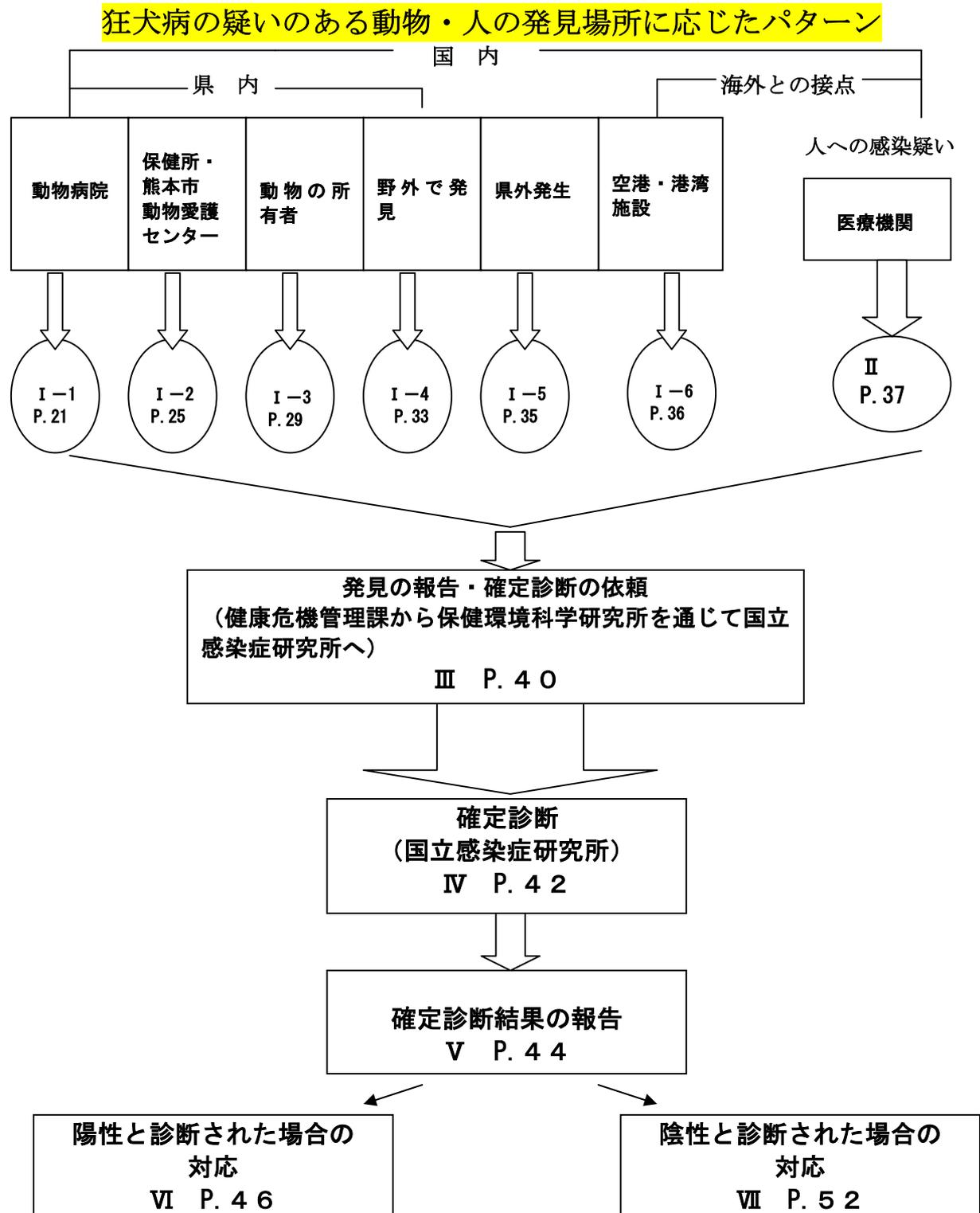


第二章 発生ケース別対応フローチャート

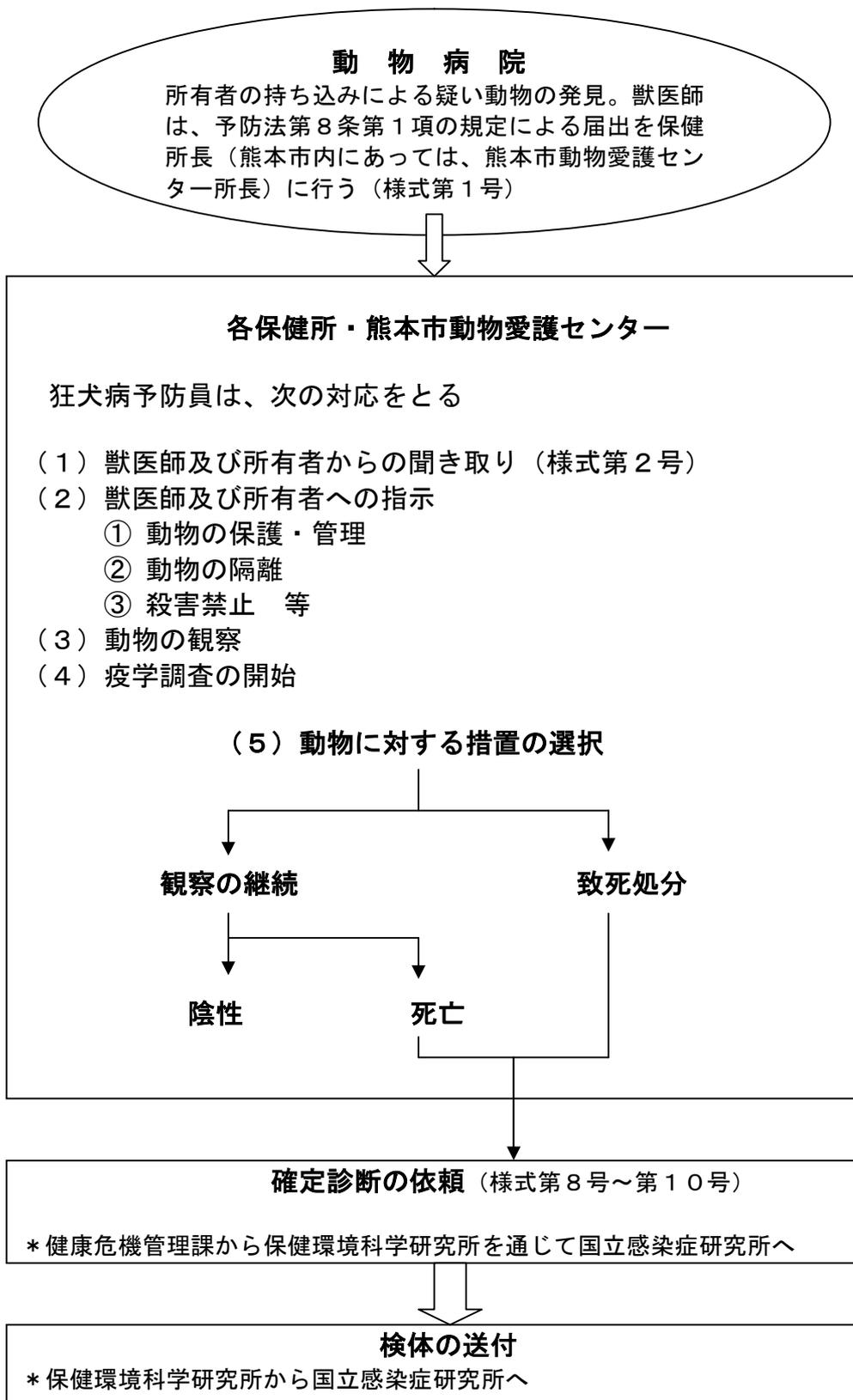
【 狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断までの対応 】

I-0 対応全体の流れ

- ※ 「動物」の定義：予防法で規定する犬、猫その他の動物（政令指定動物：あらいぐま、きつね及びスカンク）
- ※ 家畜伝染病予防法規定の狂犬病対象家畜（牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし）は畜産課で対応。



I-1 動物病院で発見された場合



(対応の詳細)

(1) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出

予防法第8条の規定に基づき、狂犬病の疑いのある動物を診断又は死体を検案した獣医師は、直ちに当該動物の所在地を所管する保健所長に届出を行う。(様式第1号)

(2) 届出を受けた保健所における対応

① 関係機関への報告(予防法第8条第2項)

届出を受けた保健所長は、直ちに健康危機管理課及び熊本県動物管理センターに報告する。

② 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所長は、狂犬病発生の確認を行うため、予防員をして獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行う。聴取事項については「狂犬病(疑い)動物発見者聞き取り調査票」(様式第2号)に基づいて行う。

③ 獣医師及び所有者への指示

予防員は、状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行う。

なお、当該動物と接触のあったことが明らかな動物についても、狂犬病の疑いがある動物として同様の指示を行う。

a. 「動物の保管・管理及び隔離(他の動物との接触の禁止)」(予防法第9条)

人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離し、保管するよう指示する。また、感染の疑いがなくなるまでの間、施設外への移動を禁止する。

なお、動物病院等又は所有者の自宅に動物を保管することが狂犬病まん延防止を妨げると判断した時は、保健所若しくは熊本県動物管理センターの動物管理施設に移送し、隔離・保管して観察する。この場合、「動物保管依頼書」(様式第6号)を所有者から徴取しておく。

b. 殺害防止(予防法第11条)

予防員の許可を受けないで、動物を殺害することを禁止する。

c. 死亡した場合の死体の引渡し(予防法第12条)

保管中に死亡した場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、死体について、狂犬病の確定診断の必要があると認める場合は、予防員に引き渡すよう指示する。

d. 咬傷事故への対応

所有者等が動物から咬傷を受けた場合は、医療機関での治療、暴露後ワクチン接種の指示。(詳細は、P. 37～39を参照)

④ 動物の観察

予防員は、狂犬病の疑いのある動物の状況を確実に把握するため、動物を保管する動物管理施設、動物病院等又は所有者の自宅に立ち入り、「狂犬病疑い動物観察用カルテ」(様式第3号)により保管中の動物の状況を適宜観察する。(観察の継続期間は2週間以上とする。)

⑤ 疫学調査の開始

予防員は、所有者等からの状況聴取に基づき、次の状況について周辺住民からの聞き取り調査を実施する。

- ・他に異常を示す動物の有無
- ・徘徊時の動物の状況
- ・人や他の動物に対する咬傷等の有無
- ・他の動物との接触の有無等

(3) 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査及び疫学調査の結果、狂犬病感染の疑いがないことが明らかである場合を除き、以下に示す参考：「致死処分選択の基準」に基づき、動物の観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。観察を継続する場合の観察期間は2週間以上とする。

なお、狂犬病の疑いのある動物と接触のあったことが明らかな動物で、ワクチン接種を行っていないものについては、狂犬病の疑いのある動物と同様、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。ワクチン接種を行っているものについては隔離のもと、引き続き観察を継続する。

致死処分を行う場合は、所有者の了解を得て行うとともに、「動物の所有権放棄届」(様式第7号)を徴取する。また、政令第5条に基づき、県の委嘱する犬評価人(獣医師)による「処分前評価」を行う。

参考：「致死処分選択の基準」

致死処分を選択する基準は次のいずれかの事項が認められた場合とする。

- (1) 狂犬病の疑いのある動物に人や動物が咬まれた場合
- (2) 狂犬病の疑いのある動物に麻痺性の発作が見られた場合
- (3) 所有者が致死処分に同意した場合

(4) 保健所から健康危機管理課への確定診断の依頼と検体の送付

確定診断の必要があると判断し、動物を致死処分した場合又は動物の死体を所有者から引き渡された場合は、保健所長は健康危機管理課長に確定診断の意向を連絡し、健康危機管理課長は、保健環境科学研究所長へ様式第8号により検査を依頼する。その後、保健所長は、当該動物の死体を保健環境科学研究所へ送付する。(詳細は、P. 40、P 41を参照)

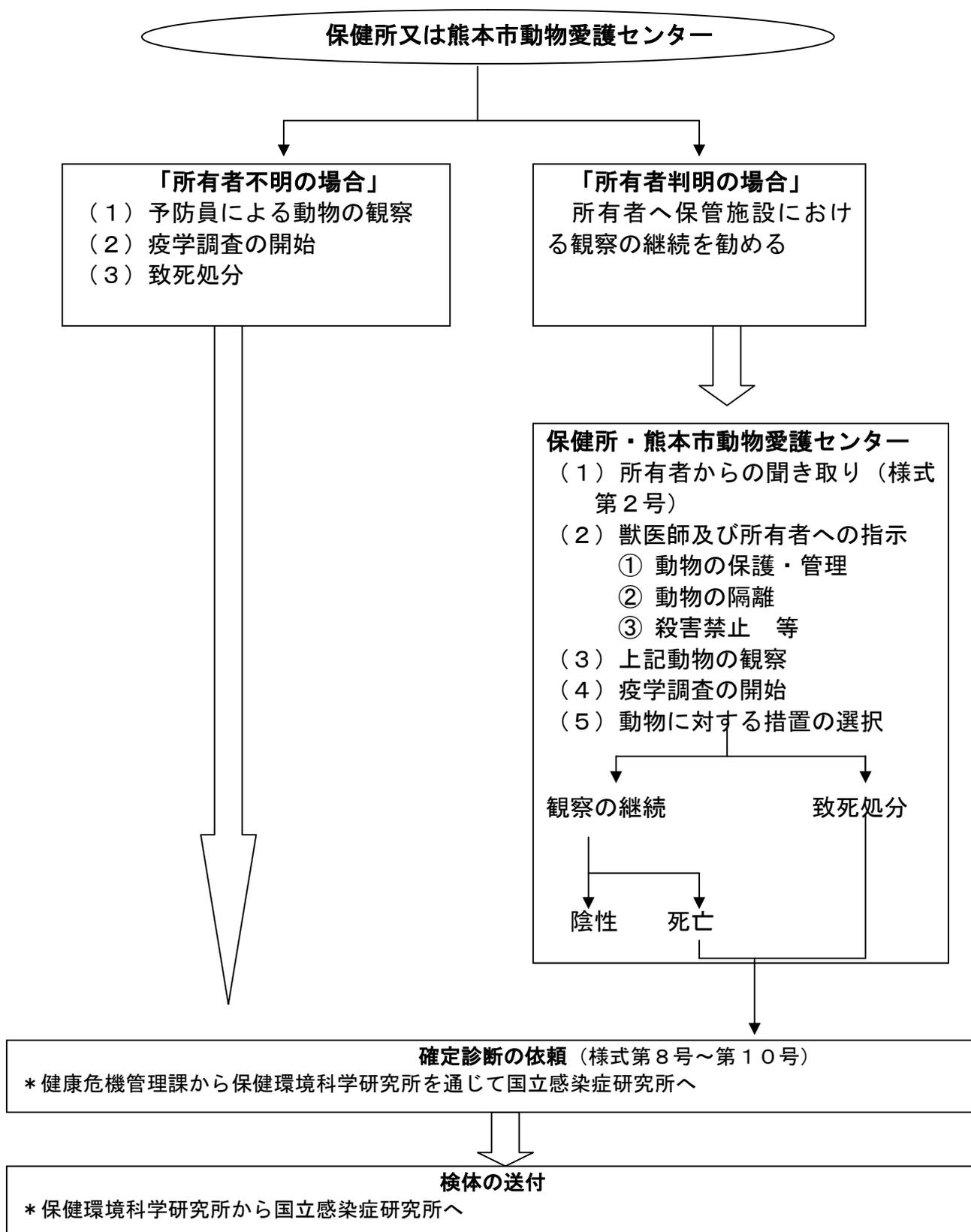
なお、致死処分・検体採取・送付等に際しては、新たな汚染・感染拡大を確実に

防止できる方法を用いる。

その他、次の各関連事務に関する詳細については付属書を参考とすること。

- (1) 疫学調査の実施方法について：付属書 P.1~2
- (2) 調査結果に基づく措置について：付属書 P.3
- (3) 疑い動物の搬送方法について：付属書 P.4
- (4) 狂犬病ウイルスの消毒方法について：付属書 P.4
- (5) 動物の観察方法について：付属書 P.5~8
- (6) 動物の致死処分について：付属書 P.8~9
- (7) 確定診断の依頼について：付属書 P.10
- (8) 業務従事者の感染防御対策について：付属書 P.11
- (9) 咬傷被害者への治療について：付属書 P.17~19

I - 2 保健所又は熊本市動物愛護センターの動物管理施設で発見された場合



保健所長（又は熊本市動物愛護センター所長）は、健康危機管理課及び熊本県動物管理センターに電話により第1報を入れた後、所有者の有無に応じ（犬の場合は公示やホームページの活用（以下「公示等」という。）を行い、所有者を捜す）、（1）または（2）の対応を行う。

（1）所有者不明動物の場合

① 動物の観察

予防員は、当該動物を人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離し、保管中の動物を2週間以上継続して観察を行う（様式第3号）。

② 疫学調査の開始

予防員は、公示等の期間中は、観察を行うとともに、動物の捕獲・収容を行った場所の付近住民に対して次の状況について聞き取り調査を実施する。

- a. 他に異常を示す動物の有無
- b. 徘徊時の動物の状況
- c. 人や他の動物に対する咬傷等の有無
- d. 他の動物との接触の有無等

③ 致死処分の実施

予防員は、公示等の措置の後、所有者が判明しない場合で、当該動物を致死処分して確定診断を行う必要があると判断した場合は、政令第5条に基づき、県の委嘱する犬評価人（獣医師）による処分前評価を実施し、致死処分を行う。

④ 保健所から健康危機管理課への確定診断の依頼と検体の送付

確定診断の必要があると判断し、動物を致死処分した場合又は動物の死体を所有者から引き渡された場合は、保健所長は健康危機管理課長に確定診断の意向を連絡し、健康危機管理課長は、保健環境科学研究所長へ様式第8号により検査を依頼する。その後、保健所長は、当該動物の死体を熊本県保健環境科学研究所へ送付する。（詳細は、P. 40、P41を参照）

なお、致死処分・検体採取・送付等に際しては、新たな汚染・感染拡大を確実に防止できる方法を用いる。

（2）所有者判明動物の場合

① 保健所から所有者への指示

予防員は、公示等により所有者が判明した場合は、所有者に対して動物が狂犬病感染の疑いがある旨伝え、感染の有無について獣医師の診断を受けるように指示する。

なお、動物の隔離場所については、引き続き保健所若しくは熊本市動物愛護センターの動物管理施設における隔離を勧める。

② 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出（予防法第8条）

臨床診断により狂犬病又はその疑いがあると診断した獣医師は、直ちにその旨を保健所長に届ける。（様式第1号）

- ③ 届出を受けた保健所における対応
- a. 関係機関への報告（予防法第8条第2項）
届出を受けた保健所長は、直ちに健康危機管理課長及び熊本県動物管理センターに報告する。
 - b. 獣医師及び所有者からの聞き取り
届出を受けた保健所長は、狂犬病発生の確認を行うため、予防員をして獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行う。聴取事項については「狂犬病（疑い）動物発見者聞き取り調査票」（様式第2号）に基づいて行う。
 - c. 「動物の保管・管理及び隔離（他の動物との接触の禁止）」（予防法第9条）
所有者が自宅等で当該動物の保管を希望する場合は、人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離し、保管するよう指示する。
また、感染の疑いがなくなるまでの間、施設外への移動を禁止する。
なお、動物病院又は所有者の自宅に動物を保管することが狂犬病蔓延防止を妨げると判断した時は、保健所若しくは熊本県動物管理センターの動物管理施設に移送し、隔離・保管して観察する。この場合、「動物の保管依頼書」（様式第6号）を所有者から徴取しておく。
 - d. 殺害防止（予防法第11条）
予防員の許可を受けずに、動物を殺害することを禁止する。
 - e. 死亡した場合の死体の引渡し（予防法第12条）
保管中に死亡した場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、死体について、狂犬病の確定診断の必要があると認める場合は、予防員に引き渡すよう指示する。
 - f. 咬傷事故への対応
所有者等が動物から咬傷を受けた場合は、医療機関での治療、暴露後ワクチン接種の指示。（詳細はP. 37以降を参照）
 - g. 動物の観察
予防員は、狂犬病の疑いのある動物の状況を確実に把握するため、動物を保管する動物管理施設、動物病院等又は所有者の自宅に立ち入り、「狂犬病疑い動物観察用カルテ」（様式第3号）により保管中の動物の状況を適宜観察する。（観察の継続期間は2週間以上とする。）
 - h. 疫学調査の開始
予防員は、所有者等からの状況聴取に基づき、次の状況について動物の捕獲・収容を行った場所の周辺住民からの聞き取り調査を実施する。
 - ・他に異常を示す動物の有無

- ・徘徊時の動物の状況
- ・人や他の動物に対する咬傷等の有無
- ・他の動物との接触の有無等

④ 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査及び疫学調査の結果、狂犬病感染の疑いがないことが明らかである場合を除き、以下に示す参考：「致死処分選択の基準」に基づき、動物の観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。観察を継続する場合の観察期間は2週間以上とする。

なお、狂犬病の疑いのある動物と接触のあったことが明らかな動物で、ワクチン接種を行っていないものについては、狂犬病の疑いのある動物と同様、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。ワクチン接種を行っているものについては隔離のもと、引き続き観察を継続する。

致死処分を行う場合は、所有者の了解を得て行うとともに、「動物の所有権放棄届」（様式第7号）を徴取する。また、政令第5条に基づき、県の委嘱する犬評価人（獣医師）による「処分前評価」を行う。

参考：「致死処分選択の基準」

致死処分を選択する基準は次のいずれかの事項が認められた場合とする。

- (1) 狂犬病の疑いのある動物に人や動物が咬まれた場合
- (2) 狂犬病の疑いのある動物に麻痺性の発作が見られた場合
- (3) 所有者が致死処分に同意した場合

⑤ 保健所から健康危機管理課への確定診断の依頼と検体の送付

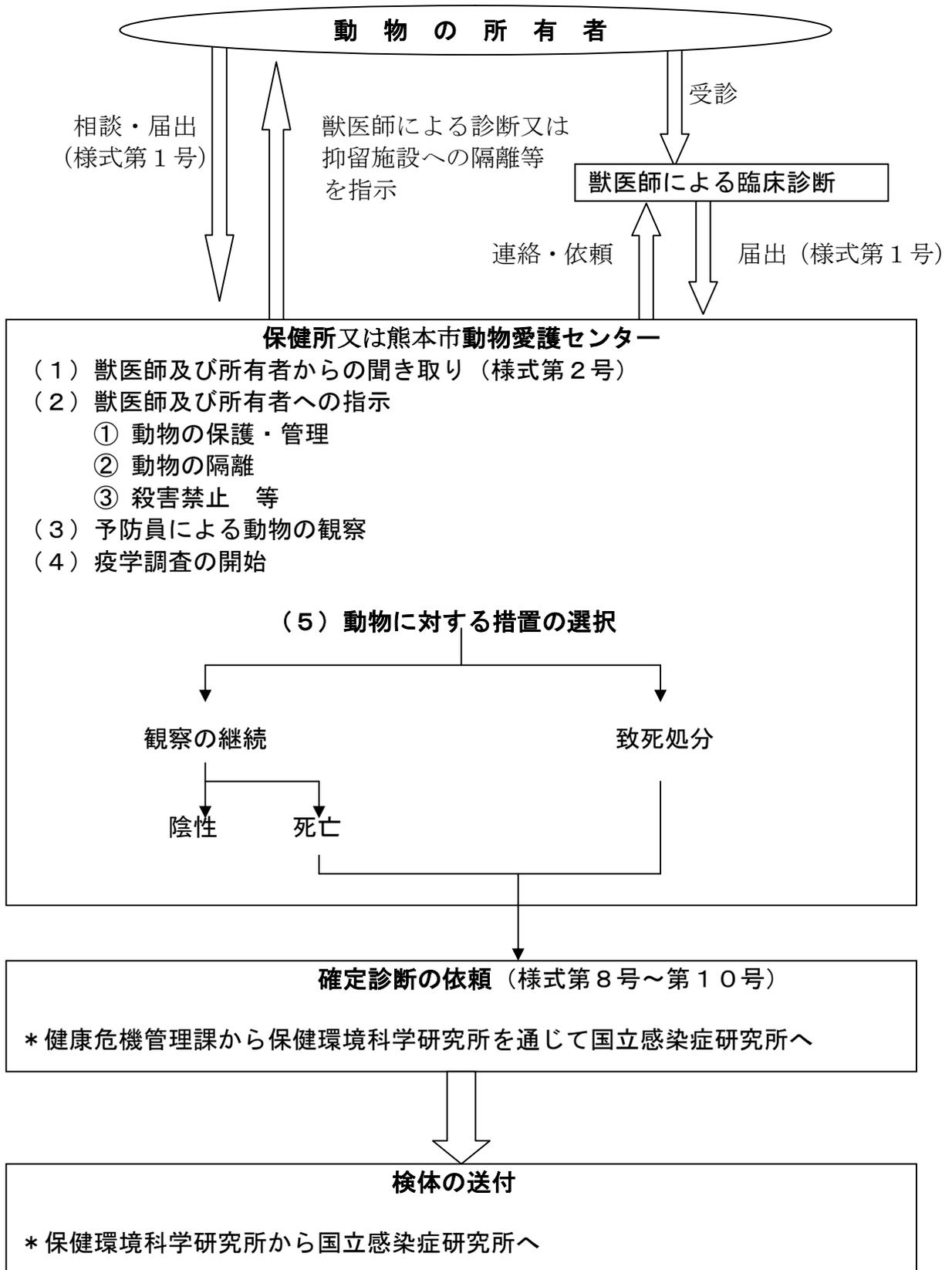
確定診断の必要があると判断し、動物を致死処分した場合又は動物の死体を所有者から引き渡された場合は、保健所長は健康危機管理課長に確定診断の意向を連絡し、健康危機管理課長は、熊本県保健環境科学研究所長（以下「保健環境科学研究所」という）へ様式第8号により検査を依頼する。その後、保健所長は、当該動物の死体を保健環境科学研究所へ送付する。（詳細は、P. 40、P. 41を参照）

なお、致死処分・検体採取・送付等に際しては、新たな汚染・感染拡大を確実に防止できる方法を用いる。

その他、次の各関連事務に関する詳細については付属書を参考とすること。

- (1) 疫学調査の実施方法について：付属書 P. 1～2
- (2) 調査結果に基づく措置について：付属書 P. 3
- (3) 疑い動物の搬送方法について：付属書 P. 4
- (4) 狂犬病ウイルスの消毒方法について：付属書 P. 4
- (5) 動物の観察方法について：付属書 P. 5～8
- (6) 動物の致死処分について：付属書 P. 8～9
- (7) 確定診断の依頼について：付属書 P. 10
- (8) 業務従事者の感染防御対策について：付属書 P. 11
- (9) 咬傷被害者への治療について：付属書 P. 17～19

I-3 動物の所有者が発見した場合



(対応の詳細)

(1) 所有者から保健所への連絡（予防法第8条）

自己の所有する動物が異常を示していると判断した場合は、当該所有者は直ちに管轄の保健所にその旨を連絡する。

(2) 連絡を受けた保健所から所有者への指示

予防員は、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。

(3) 所有者及び保健所からかかりつけ獣医師への連絡

所有者は、保健所からの指示に従い、直ちにかかりつけの獣医師へ連絡し、狂犬病感染の有無等について診断を受ける。

予防員は、獣医師に対して、狂犬病の疑いがある旨及びその動物の適正な取扱い、所有者への指示等について連絡・依頼する。

(4) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出（予防法第8条）

診断を行った獣医師は、狂犬病の疑いがあると判断した場合は、直ちにその旨を保健所に届け出る。（様式第1号）

(5) 届出を受けた保健所における対応

① 関係機関への報告（予防法第8条第2項）

届出を受けた保健所長は、直ちに健康危機管理課及び熊本県動物管理センターに報告する。

② 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所長は、狂犬病発生の確認を行うため、予防員をして獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行う。聴取事項については「狂犬病（疑い）動物発見者聞き取り調査票」（様式第2号）に基づいて行う。

③ 獣医師及び所有者への指示

予防員は、状況聴取の結果、感染の疑いが強いと判断した場合は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行う。

なお、当該動物と接触のあったことが明らかな動物についても、狂犬病の疑いがある動物として同様の指示を行う。

a. 「動物の保管・管理及び隔離（他の動物との接触の禁止）」（予防法第9条）

人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離し、保管するよう指示する。また、感染の疑いがなくなるまでの間、施設外への移動を禁止する。

なお、動物病院等又は所有者の自宅に動物を保管することが狂犬病まん延防止を妨げると判断した時は、保健所若しくは熊本県動物管理センターの動管理施設に移送し、隔離・保管して観察する。この場合、「動物の保管依頼書」（様式第6号）を所有者から徴取しておく。

- b. 殺害防止（予防法第11条）
予防員の許可を受けずに、動物を殺害することを禁止する。
- c. 死亡した場合の死体の引渡し（予防法第12条）
保管中に死亡した場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、死体について、狂犬病の確定診断の必要があると認める場合は、予防員に引き渡すよう指示する。
- f. 咬傷事故への対応
所有者等が動物から咬傷を受けた場合は、医療機関での治療、暴露後ワクチン接種の指示。（詳細は、P. 37～39を参照）

④ 動物の観察

予防員は、狂犬病の疑いのある動物の状況を確実に把握するため、動物を保管する動物管理施設、動物病院等又は所有者の自宅に立ち入り、「狂犬病疑い動物観察用カルテ」（様式第3号）により保管中の動物の状況を適宜観察する。（観察の継続期間は2週間以上とする。）

⑤ 疫学調査の開始

予防員は、所有者等からの状況聴取に基づき、次の状況について周辺住民からの聞き取り調査を実施する。

- ・他に異常を示す動物の有無
- ・徘徊時の動物の状況
- ・人や他の動物に対する咬傷等の有無
- ・他の動物との接触の有無等

（6）保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査及び疫学調査の結果、狂犬病感染の疑いがないことが明らかである場合を除き、以下に示す参考：「致死処分選択の基準」に基づき、動物の観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。観察を継続する場合の観察期間は2週間以上とする。

なお、狂犬病の疑いのある動物と接触のあったことが明らかな動物で、ワクチン接種を行っていないものについては、狂犬病の疑いのある動物と同様、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。ワクチン接種を行っているものについては隔離のもと、引き続き観察を継続する。

致死処分を行う場合は、所有者の了解を得て行うとともに、「動物の所有権放棄届」（様式第7号）を徴取する。また、政令第5条に基づき、県の委嘱する犬評価人（獣医師）による「処分前評価」を行う。

参考：「致死処分選択の基準」

致死処分を選択する基準は次のいずれかの事項が認められた場合とする。

- （1）狂犬病の疑いのある動物に人や動物が咬まれた場合
- （2）狂犬病の疑いのある動物に麻痺性の発作が見られた場合
- （3）所有者が致死処分に同意した場合

(7) 保健所から健康危機管理課への確定診断の依頼と検体の送付

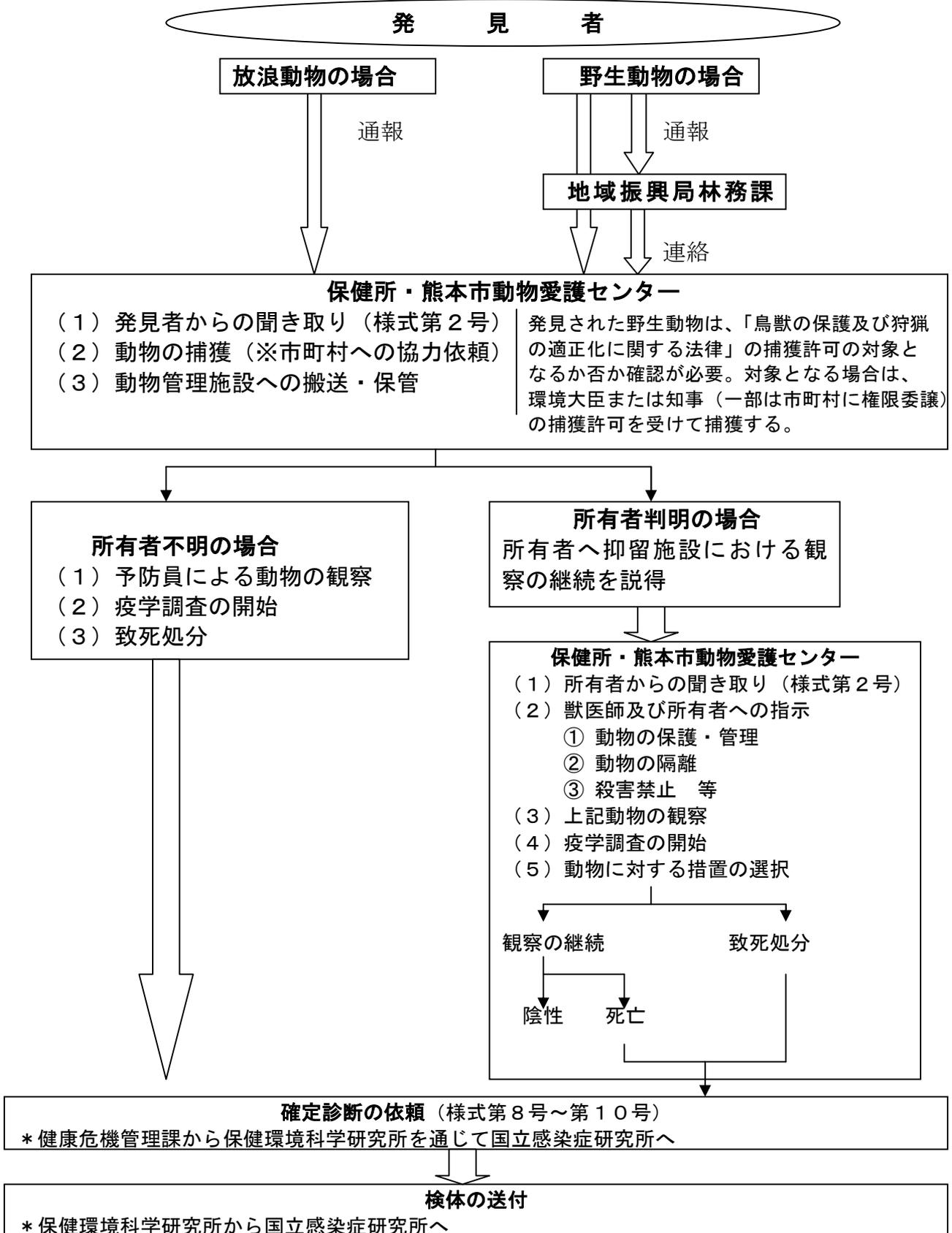
確定診断の必要があると判断し、動物を致死処分した場合又は動物の死体を所有者から引き渡された場合は、保健所長は健康危機管理課長に確定診断の意向を連絡し、健康危機管理課長は、熊本県保健環境科学研究所長（以下「保健環境科学研究所」という）へ様式第8号により検査を依頼する。その後、保健所長は、当該動物の死体を保健環境科学研究所へ送付する。（詳細は、P. 40、P41を参照）

なお、致死処分・検体採取・送付等には、新たな汚染・感染拡大を確実に防止できる方法を用いる。

その他、次の各関連事務に関する詳細については付属書を参考とすること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 疫学調査の実施方法について：付属書 P.1~2(2) 調査結果に基づく措置について：付属書 P.3(3) 疑い動物の搬送方法について：付属書 P.4(4) 狂犬病ウイルスの消毒方法について：付属書 P.4(5) 動物の観察方法について：付属書 P.5~8(6) 動物の致死処分について：付属書 P.8~9(7) 確定診断の依頼について：付属書 P.10(8) 業務従事者の感染防御対策について：付属書 P.11(9) 咬傷被害者への治療について：付属書 P.17~19 |
|--|

I-4 野外で発見された場合（野生動物・放浪動物への対応）



(対応の詳細)

(1) 発見者から保健所への連絡

① 野生動物の場合

発見者は、管轄地の保健所又は地域振興局林務課に通報を行い、通報を受けた林務課は、直ちに発見場所を所管する保健所に連絡する。

② 放浪動物（野生動物を除く）の場合

発見者は、直ちに発見場所を所管する保健所に通報する。

(2) 保健所による発見者からの聞き取り

通報を受けた保健所長は、狂犬病発生の確認を行うため、予防員をして発見された動物の状況について、発見者等から状況聴取を行う。聴取事項については、「狂犬病（疑い）動物発見者聞き取り調査票」（様式第2号）に基づいて行う。

(3) 動物の捕獲

① 野生動物の場合

発見された動物が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の対象動物に該当する場合は、環境省又は県自然保護課（市町村に権限移譲している動物にあっては、当該機関）の捕獲許可を受けた後、捕獲する。

なお、国設鳥獣保護区内や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の対象種（絶滅危惧種）については、全国11カ所の環境省自然保護事務所が捕獲許可を出す。事情が分かれば早急に処理することが可能である。

捕獲許可申請者は県又は市町村、捕獲実施者は予防員とする。（必要に応じて、民間獣医師、家畜保健衛生所、自然保護課等に捕獲について協力を依頼する。）

② 放浪動物（野生動物を除く）の場合

a. 犬の場合

予防法第6条第1項又は「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」の規定により捕獲・収容する。

b. 犬以外の動物の場合

ア) 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の規定により捕獲する。

イ) 放浪動物が、動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定による負傷動物に該当する場合は、発見者から通報があった場合は、同条第2項の規定に基づき収容する。

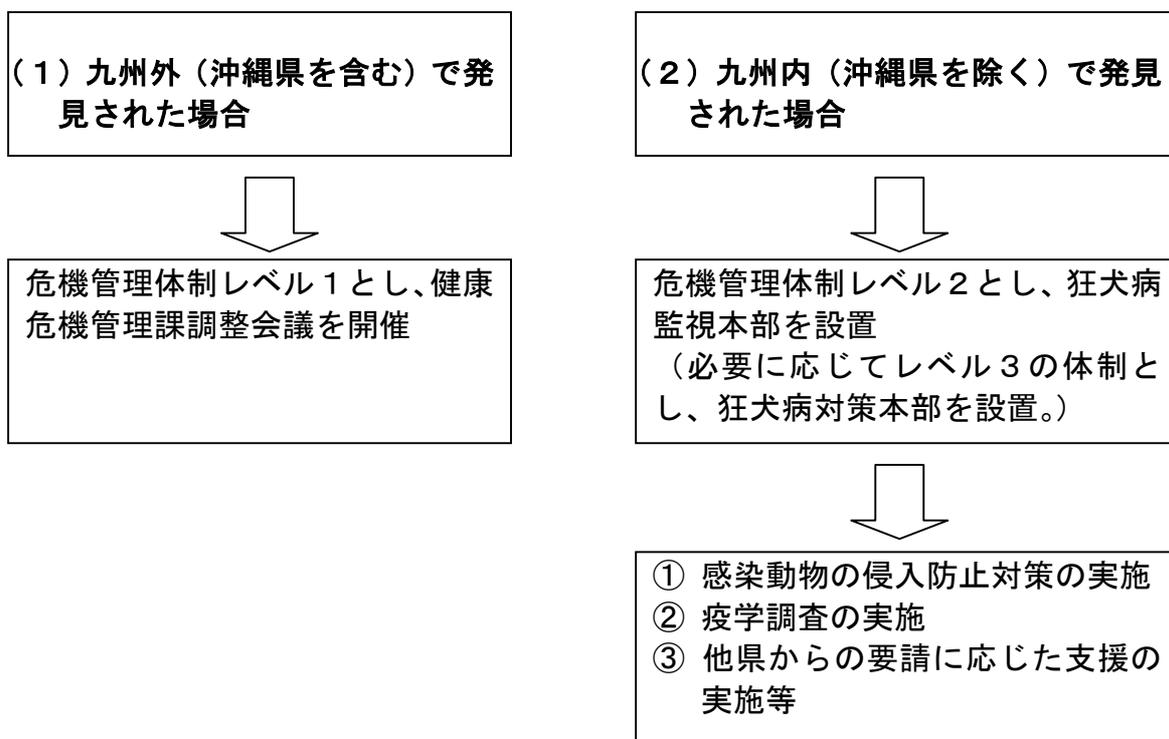
ウ) その他の場合は、警察法第2条第1項の規定により警察官の指示等に基づき捕獲・収容する。

(4) 動物管理施設への搬送・保管

捕獲・収容した動物は、保健所若しくは動物管理センターで保管を行う。

(以下「I-2 保健所及び熊本市動物愛護センターの動物管理施設で発見した場合」P. 25～28に従い対応。)

I-5 県外において発見された場合



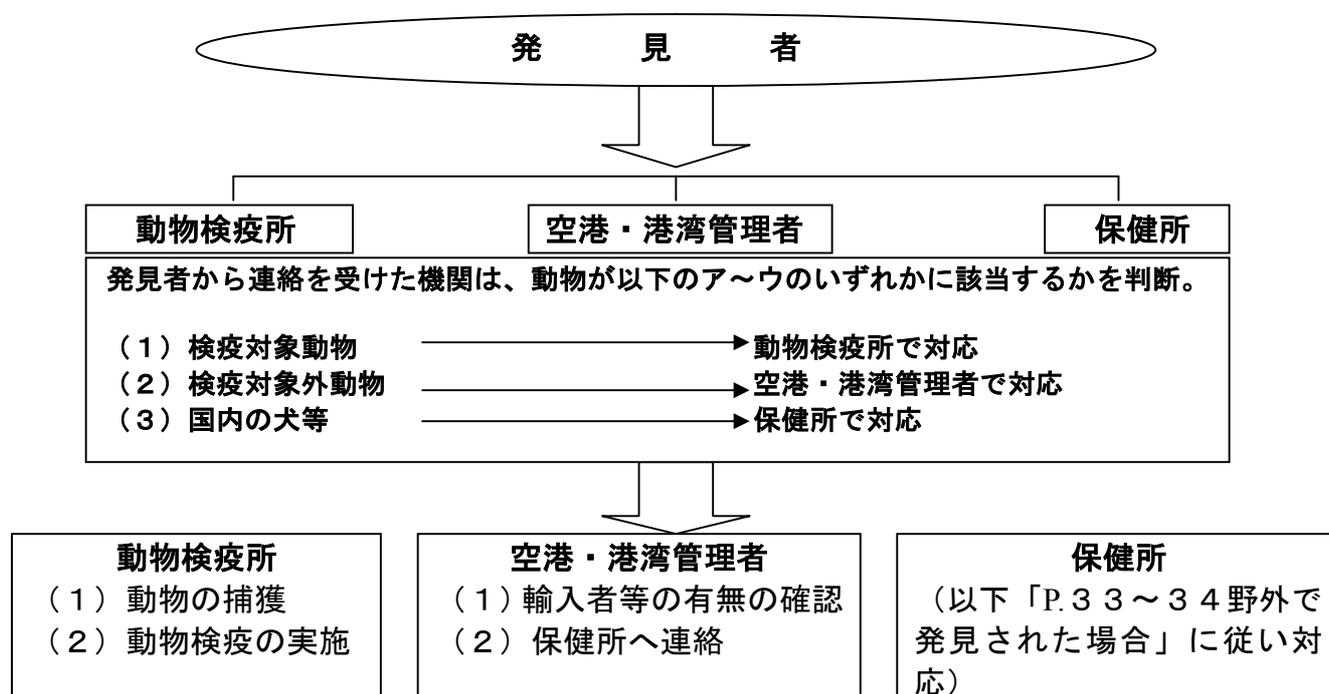
(1) 九州外（沖縄県を含む）で発見された場合

- ① 発生県が確定診断の実施を決定した場合、県内の危機管理体制をレベル1とし、健康危機管理調整会議を開催する。
- ② 状況に応じ、国と協議のうえ、県内発生を防止する為に必要な対応を実施する。
(ex. 収容動物の観察強化等)
- ③ 確定診断で狂犬病と診断された場合、当該県が講じる対応に対する協力事項の実施及び、地域を指定してのけい留命令、一斉検診等の法的措置の実施

(2) 九州内（沖縄県を除く）で発見された場合

- ① 発生県が確定診断の実施を決定した場合、健康危機管理調整会議を開催するとともに、県内の危機管理体制を設定し（レベル2～3）、狂犬病監視若しくは対策本部を設置する。
- ② 国や発生県と協議の上、逸走した動物等の県管轄地域における捕獲体制の整備等侵入防止の対応を図る。
- ③ また、必要に応じて緊急の疫学調査を実施する。
- ④ その他、国や発生県からの要請に応じた支援の実施。

I-6 空港・港湾施設内で発見された場合



(対応の詳細)

発見者から連絡を受けた、動物検疫所、空港・港湾管理者、管轄の保健所のいずれかの機関は、発見された動物が以下のア～ウのいずれかに該当するかを判断し、自ら担当機関として対応するか、他の担当機関に連絡を行う。

- ① 検疫対象動物（犬、猫、きつね、スカンク、あらいぐま）→動物検疫所が対応
- ② 検疫対象外動物 →空港・港湾管理者が対応
- ③ 国内の犬等 →保健所が対応

(1) 動物検疫所における対応

航空機内での発見等、明らかに外国からきた犬等と判断される場合は、動物検疫所は慎重に動物を捕獲し、動物検疫所けい留施設に隔離する。航空会社等が輸入検査申請を提出し、動物検疫所のけい留場所において動物検疫を実施する。（九州内では、「福岡空港検疫所支所」、「福岡検疫所宮崎空港出張所」が該当施設となる。）

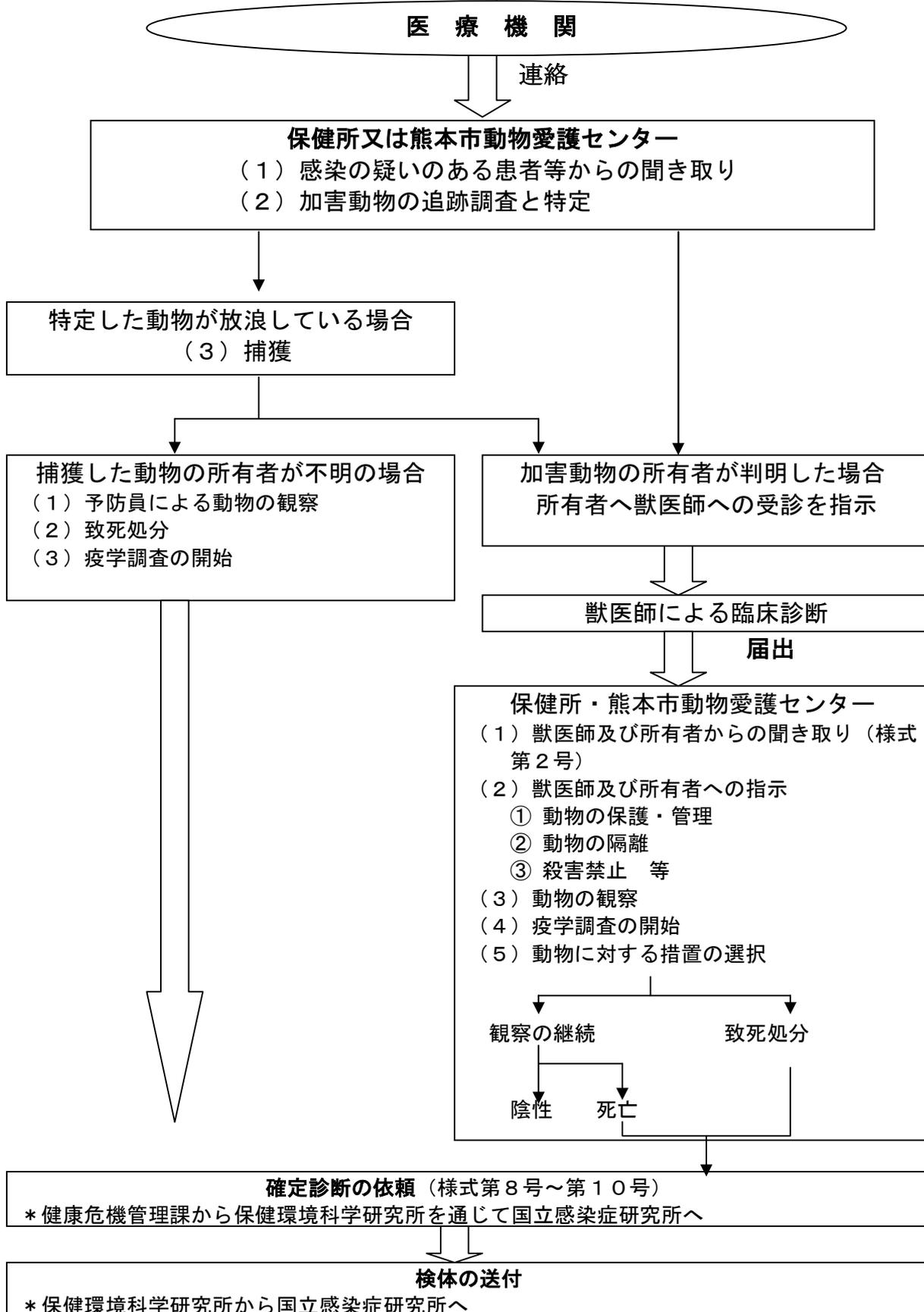
(2) 空港・港湾管理者における対応

航空会社等に輸入動物で逃亡したものがないかどうか確認し、所有者を探すとともに、管轄の保健所に連絡する。

(3) 保健所における対応

当該動物を動物保管施設に収容し、「P.33～34 野外で発見された場合」に準じて対応。

II 狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応



(対応の詳細)

*医療機関における対応

(1) 感染の疑いのある者からの聞き取り事項

- ① 受傷した地域
日本国内か、海外か、海外であれば、狂犬病常在地か否か。
- ② 加害動物の種類
例：犬、猫、きつね、あらいぐま、スカンク、マンガース、コウモリ、サルなど。
- ③ 受傷部位
顔面、上肢、下肢、その他：衣服の上から受傷したか、素肌に傷を受けたか。
- ④ 出血の有無
傷口から出血があったか否か、流れ出るほどか、にじむ程度か。
- ⑤ 受傷後の処置
傷を流水と石鹼で洗浄したか否か。
- ⑥ 狂犬病暴露後発症予防開始の有無
すでに医療機関を受診していれば、狂犬病暴露後発症予防を開始したか否か。開始していれば、抗狂犬病免疫グロブリン、狂犬病予防ワクチン、破傷風トキソイドなどの接種を以前に受けたか否か。
 - a. 接種を受けていれば、狂犬病予防ワクチンの種類と接種回数。
 - b. 接種した抗狂犬病免疫グロブリンはヒト由来かウマ由来か。

(2) 危険度の判断

以下の①から⑥までの事項を勘案し、WHOの基準などの資料を参考にして狂犬病暴露後発症予防の必要性を判断する。

- ① 受傷地
狂犬病常在地か否か、受傷地域での狂犬病患者発生数は多いか少ないか。
- ② 加害動物の様子
加害動物の外観から狂犬病を否定することは不可能。
- ③ 受傷時の状況
犬の尾を踏んで咬まれたというように、咬傷等の動機が理解できる場合は狂犬病ウイルス感染の危険は小さいが、完全に否定はできない。
- ④ 受傷部位
顔面、頸部など脳に近い部位を咬まれた場合は、下肢を咬まれた場合より危険度が高い。また、顔面や手足など神経部位が多い部位を咬まれた場合も危険度が高い。
- ⑤ 出血の有無
素肌を直接咬まれて出血が多い場合は危険度が高い。出血があっても、衣類の上から咬まれた場合は、加害動物の唾液が体内に入る可能性が小さいので、危険度も低い。
- ⑥ 加害動物種
地域別の危険動物種については「咬傷被害者への治療」（詳細は、付属書 P. 17 の表1）を参考にする。

(3) 狂犬病暴露後の発症予防

- ① 傷口を流水と石鹼で十分洗淨する。
- ② 傷口を70%エタノールまたはポビドンヨード液で消毒する。
- ③ 狂犬病ウイルス感染の危険が高いときは、抗ヒト狂犬病免疫グロブリンを20 IU/kgの割合で（抗ヒト狂犬病免疫グロブリンが入手できない場合は、抗ウマ狂犬病グロブリンなら40 IU/kg）、できるだけ多く傷口周囲に注射する。残量があれば三角筋部にも筋肉注射する。
- ④ 狂犬病予防ワクチンを、初回接種日を0日として、3、7、14、30日の5回注射し、必要に応じて90日に6回目を注射する。
- ⑤ すでに狂犬病暴露前発症予防ワクチン接種を受けた人では、0日と3日の2回あるいはそれ以上注射する。
- ⑥ 医療機関への受診が、受傷から数日、数週、あるいは1ヶ月以上経過していても、受傷状況から狂犬病暴露後の発症予防が必要と判断されれば、ただちに開始する。
- ⑦ すでに海外で暴露後の発症予防のため、狂犬病予防ワクチン接種を開始して帰国した受傷者に対しては、日本製の狂犬病予防ワクチンを使用して、接種予定を完了させる。

(4) 咬傷等の被害者に保健所への連絡を指示

受傷地が日本国内である場合は、加害動物の調査を迅速に実施できるように、咬傷等の被害者に、咬傷等の発生地を管轄する保健所へ連絡するように指示する。

(5) 医師から保健所への通報

加害動物の調査を確実に開始できるように、動物咬傷等の被害者を診察した医師は、被害者の連絡先及び加害動物の種類を咬傷等の発生地を管轄する保健所に通報する。

* 感染の疑いのある者（又は医師）からの連絡を受けた保健所における対応

(1) 感染の疑いのある者等からの聞き取り

感染源・経路等調査のため、感染の疑いのある者又はその者の家族・知人から聞き取り調査を行う。

(2) 加害動物の追跡調査とその特定

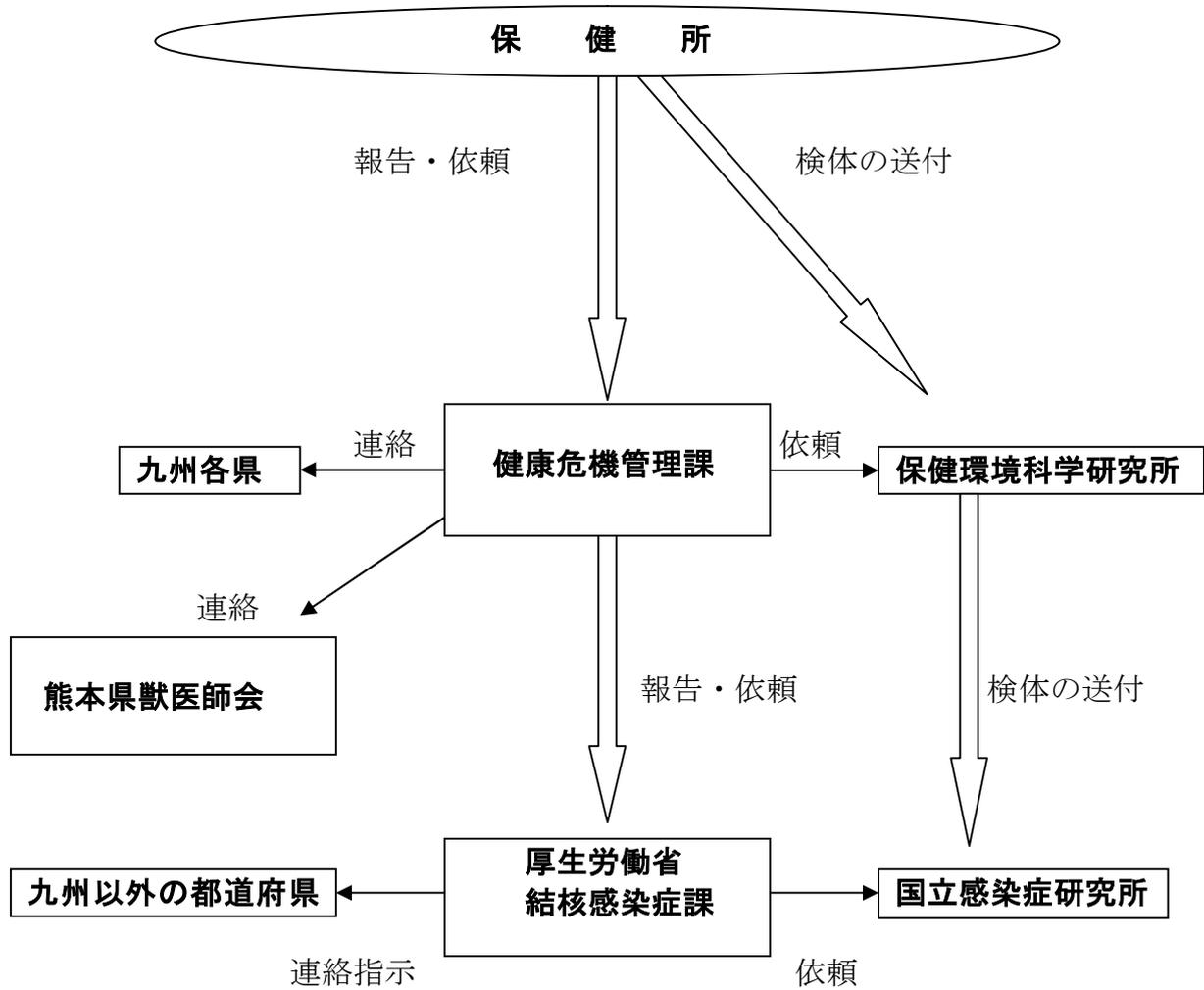
聞き取り調査の結果、感染源が動物である可能性が強い場合は、次の対応を行う。

- ① 加害動物に所有者がいる場合
（「動物の所有者が発見した場合」に従い対応。P. 29を参照）
- ② 加害動物が野外にいる場合
（「野外で発見された場合（野生動物・放浪動物への対応）」に従い対応。P. 33を参照）

(参考) 「人への感染が疑われた場合の調査」(付属書P. 2)

「咬傷被害者への治療について」(付属書P. 17)

Ⅲ 狂犬病の疑いのある動物発見の報告及び確定診断依頼（県内における発見の場合）



(対応の詳細)

「各機関における対応」

(1) 保健所

① 健康危機管理課への連絡

狂犬病の疑いのある動物を発見した旨の届出を受けた場合は、直ちに電話で健康危機管理課へ一報を入れる。その後、速やかに関係者からの「狂犬病（疑い）動物発見者聞き取り調査票」（様式第2号）に基づく状況聴取を実施し、様式第2号を添付し、健康危機管理課へ以下の内容を文書により報告する。

- a. 狂犬病の疑いのある動物の種類、所有者又は発見者、発見場所及び日時と現保管場所等
- b. 動物の症状
- c. 他の動物への感染の可能性の有無及びその範囲
- d. 人への感染の可能性の有無
- e. 対応状況

② 確定診断の依頼

確定診断を行う必要があると判断した場合は、保健所長はその旨を健康危機管理課に電話等により連絡し、連絡を受けた健康危機管理課は保健環境科学研究所に対して「狂犬病検査依頼書」（様式第8号）により確定診断の実施を依頼する。

③ 保健環境科学研究所への検体の送付

確定診断の依頼後、直ちに保健環境科学研究所に検体を送付する。検体の送付方法等は、付属書P. 10～11に従い対応する。

(2) 健康危機管理課

① 厚生労働省健康局結核感染症課への通報

保健所から報告を受けた場合は、直ちに電話で厚生労働省健康局結核感染症課（以下「結核感染症課」という。）に第1報を入れるとともに、(1)のAと同様の内容を記載した報告書を作成し、「様式第2号」を添付し送付すること。

② 九州各県への連絡

九州各県に対し、Aと同様の連絡を行う。

③ 熊本県獣医師会への連絡

狂犬病の疑いのある動物が発見された旨を獣医師会へ連絡する。

④ 確定診断の依頼

狂犬病の確定診断では慎重を期するために、国立感染症研究所で検査を実施するよう結核感染症課に依頼する。

(3) 保健環境科学研究所

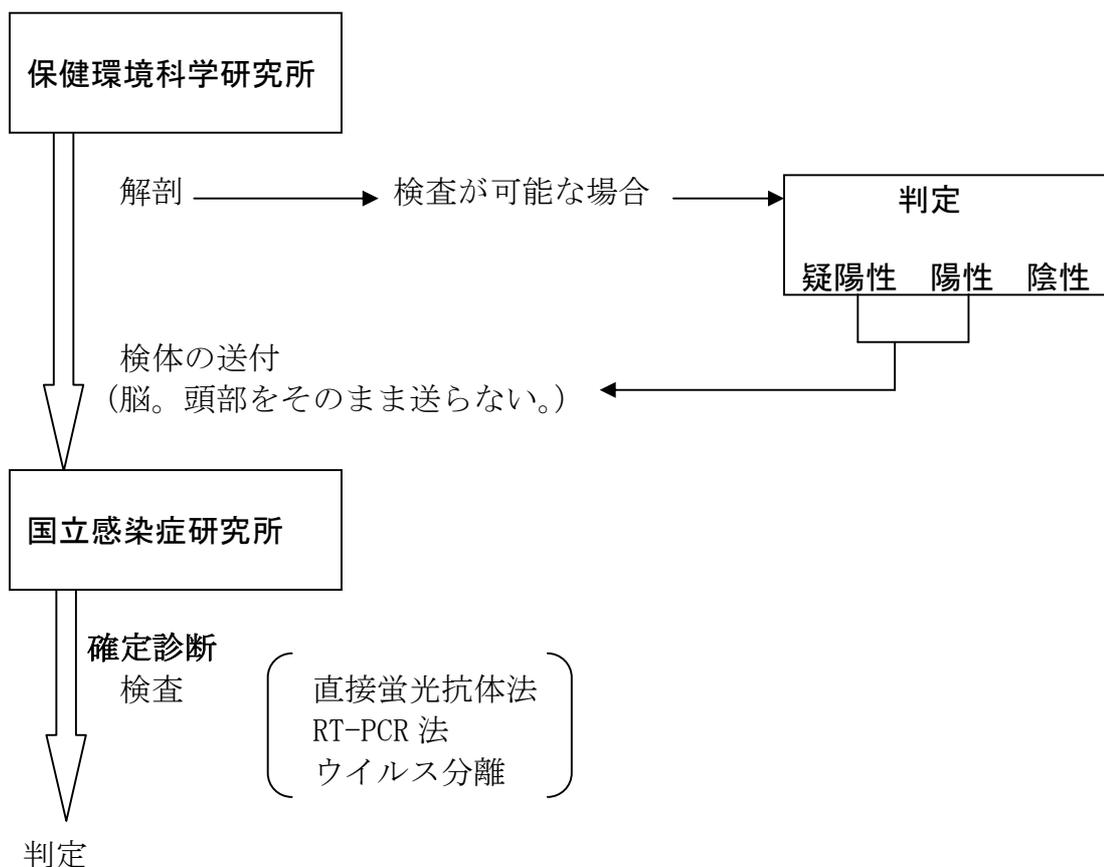
① 検体の送付

保健所から送付されてきた検体の頭部を切り離して、全脳を摘出のうえ、国立感染症研究所に送付。（詳細は付属書P. 10～11を参照）

(4) 結核感染症課

- ① 健康危機管理課からの依頼に基づき、国立感染症研究所に対し、確定診断の依頼を行う。
- ② 九州以外の都道府県への連絡・指示
健康危機管理課からの報告に基づき、感染が九州以外の都道府県に及ぶ可能性のある場合には、当該都道府県へ連絡を行うとともに必要な指示を行う。

IV 確定診断



(対応の詳細)

(1) 確定診断における分担

確定診断は初発が疑われる場合は、原則として国立感染症研究所が行い、保健環境科学研究所は国立感染症研究所に確定診断の依頼を行うと同時に、狂犬病の疑われた動物の頭部を切り離して、脳を摘出し、速やかに国立感染症研究所へ輸送する。(脳の摘出においては、検査に必要な各部位を個別に異なる容器に入れて、採材部位名を明記し、必要な情報を記載した書類とともに冷凍状態(-20℃以下)で輸送することが望ましい)。なお、狂犬病検査が可能な場合は、可能な検査を行い、確定診断が必要とされた場合に速やかに国立感染症研究所に確定診断の依頼と検体の輸送を行う。(解剖、検体採取、死体の処理については付属書P. 10～11を参照。)

(2) 狂犬病の検査方法

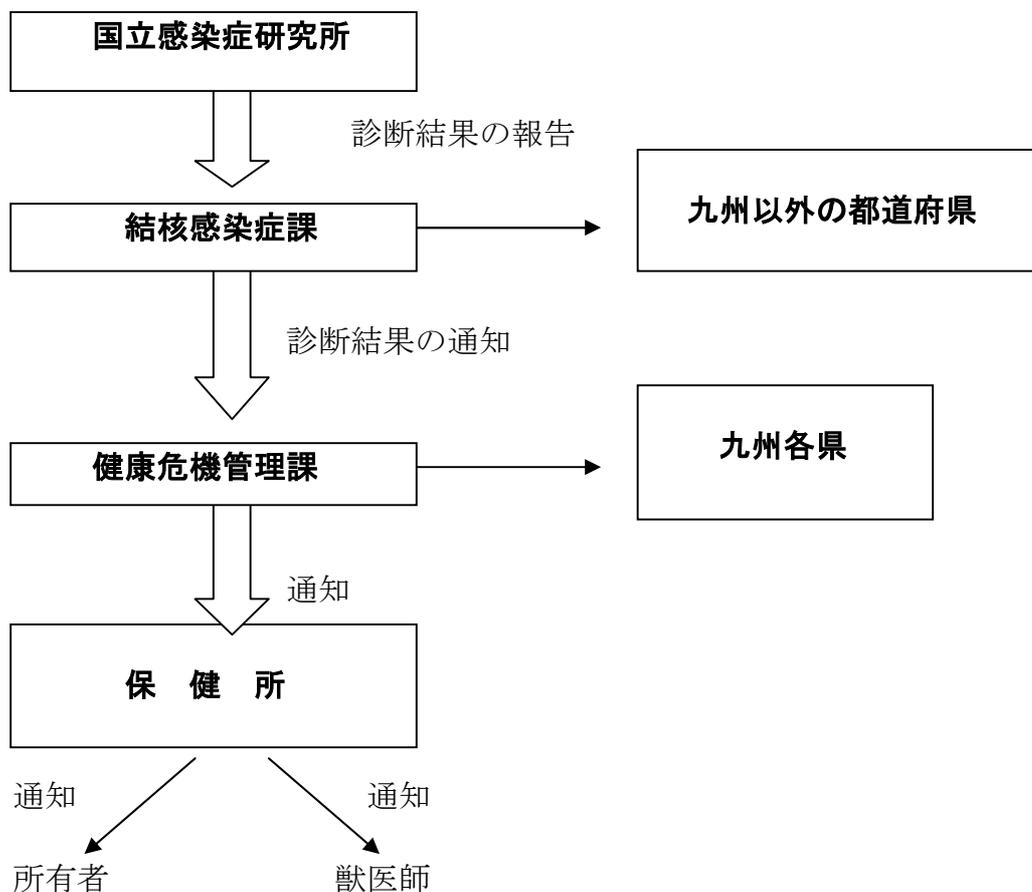
狂犬病の検査は感染が疑われた動物の中樞神経組織（アンモン角、脳幹、小脳）を利用して行う。①脳組織の塗抹標本を用いた直接蛍光抗体法によるウイルス抗原検索、②脳組織乳剤を用いた RT-PCR 法によるウイルス特異遺伝子の検出、③脳組織乳剤を乳のみマウス脳内及びマウス神経芽細胞腫由来培養細胞に接種して行うウイルス分離法が可能である。

(3) 検査結果の確定

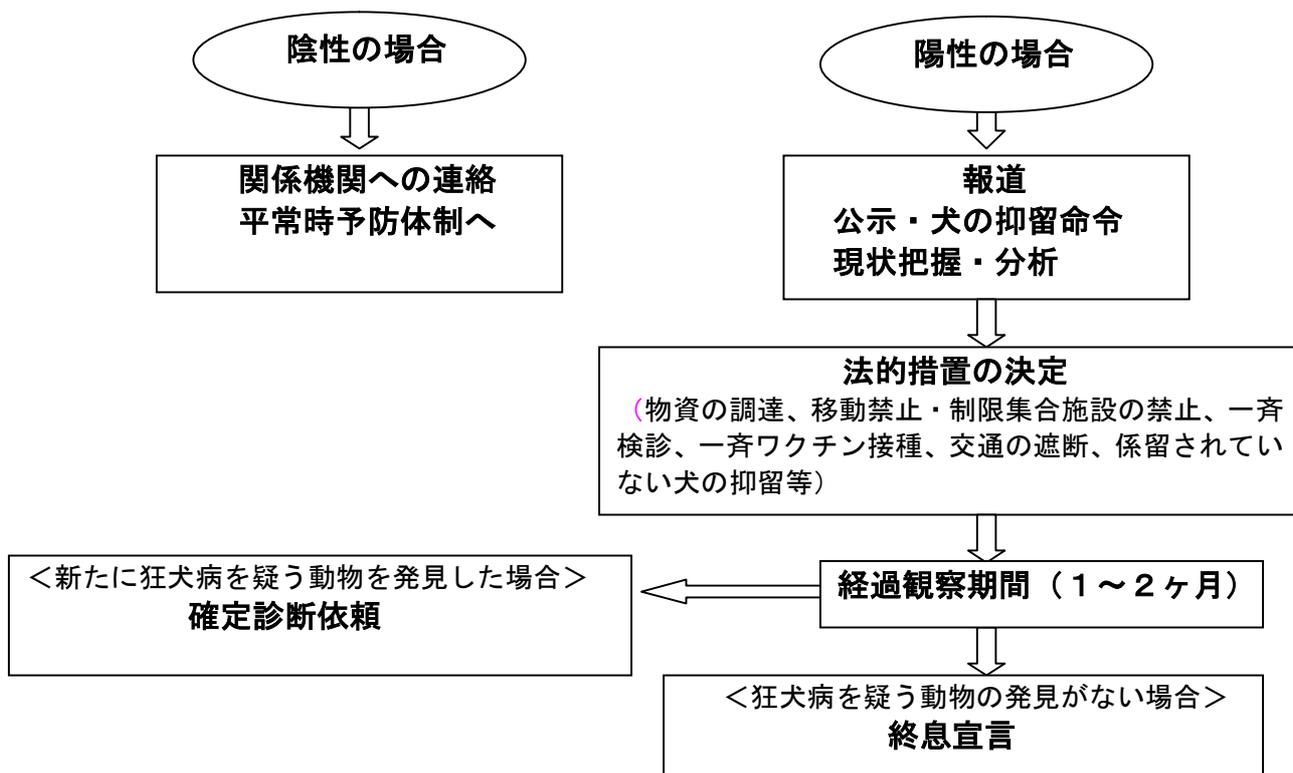
検査結果の確定は、①直接蛍光抗体法により検査材料から狂犬病ウイルス特異抗原が検出された場合、②RT-PCR 法により検査材料から狂犬病ウイルス特異的遺伝子が検出された場合、③乳のみマウス及びマウス神経芽細胞腫由来培養細胞への接種によりウイルスが分離された場合（狂犬病ウイルス特異抗原の検出で最終判定を行う）である。

以上3検査のいずれかで狂犬病ウイルスが検出された場合に狂犬病陽性と診断される。一般には蛍光抗原の検出が初めに行われる（臨床診断、疫学情報等で狂犬病の疑いが強く示唆された症例で陰性を示した場合には、追検査やウイルスの分離を行う。）

V 確定診断結果の報告の手順



==== VI 確定診断結果に基づく対応 ====



(対応の詳細)

(1) 国立感染症研究所から結核感染症課への報告

検査結果が出た後、直ちにその結果が口頭により結核感染症課に報告される。

(2) 結核感染症課

① 健康危機管理課への通知

国立感染症研究所からの報告に基づき、健康危機管理課あて口頭により通知がされる。

② 九州以外の都道府県への連絡

狂犬病感染の疑い動物発見の報告を受けた際において連絡した九州以外の都道府県に対し、確定診断結果の連絡が行われる。

(3) 健康危機管理課

① 保健環境科学研究所及び保健所への通知

結核感染症課からの通知に基づき、保健環境科学研究所及び保健所に口頭により通知する。

また、後日、書類による通知を行う。健康危機管理課は、保健環境科学研究所での確定診断結果（診断可能の場合）との比較を行い、対策の指標とする。

② 九州各県への連絡

狂犬病感染の疑い動物発見の際において連絡した九州各県に対し、確定診断結果を連絡する。

(4) 保健所から所有者、獣医師等への通知

健康危機管理課からの報告に基づき、所有者、獣医師等に口頭により通知する。

また、陰性の場合には、咬傷等を受け発症予防治療中の者に対し治療の中止等必要な指示を行う。

VI 確定診断結果に基づく対応

1 確定診断により陽性と診断された場合の対応

(1) 調整会議の開催

確定診断により陽性と診断された場合、厚生労働省結核感染症課は、発生経緯等の事実確認と今後の対応方針に関する協議のため、調整会議を開催することとなる。

また、結核感染症課より日本獣医師会に対し、狂犬病の発生について直ちに口頭により連絡し、一斉検診等における協力が要請される。

(2) 中央、地方及び現地対策本部の立ち上げ

調整会議の結果に応じ、中央（国）、地方（県）及び現地（保健所）にそれぞれ対策本部が設置されることとなる。その招集範囲は、表1を参考に発生場所や講じる対策の内容に応じたものとなる。

表1. 対策本部事務局・関係機関等

| 区分 | 事務局 | 関係機関 | 関係団体 |
|-------|---|--|--|
| 国 | 〈本部長〉 結核感染症課長 〈本部員〉 結核感染症課 国立感染症研究所 厚生科学課 | ① 農水省動物衛生課 ② 動物検疫所 ③ 動物衛生研究所 ④ 税関及び検疫所 ⑤ 警察庁 ⑥ 環境省自然環境局等 | ① (社) 日本獣医師会 ② (社) 日本医師会 ③ (社) 動物用生物学的製剤協会 ④ (財) 動物愛護協会 ⑤ (社) ジャパンケンネルクラブ等 |
| 熊本県 | 〈本部長〉 健康福祉部長（レベル2） 熊本県知事（レベル3） 〈本部員〉 健康福祉政策課 健康危機管理課 | ① 自然保護課 ② 畜産課 ③ 港湾課 ④ 道路保全課 ⑤ 教育庁 ⑥ 県警本部等 (P. 15 参照) | ① (社) 熊本県獣医師会 ② (社) 熊本県医師会 ③ 環境省自然環境局 自然保護事務所 ④ 動物関連団体等 |
| 現地保健所 | 〈本部長〉 現地保健所長 〈本部員〉 環境衛生課 | ① 地域振興局林務課 ② 地域振興局維持管理課 ③ 教育事務所 ④ 警察署 ⑤ 家畜保健衛生所等 (P. 16 参照) | ① 県獣医師会支部 ② 県医師会支部 ③ 市町村等 |

(3) 中央対策本部の事務

以下に掲げる事務事項のうちから、発生事例に応じて適宜必要な対策が行われる。

- ① 報道（正しい情報提供による風評、混乱の防止）
狂犬病に感染している動物を発見した状況、対応状況、今後の対応方針等について関連部局と調整の後、報道発表が行われる。
- ② 関係機関・団体、自治体間の連絡調整
表1に記載している関係機関、団体間の連絡調整が行われる。
また、必要に応じ疫学調査等の依頼に関する関係自治体・団体への連絡が行われる。
- ③ 関係省庁、団体、自治体への協力依頼
必要に応じ、表1に記載している関係機関、団体及び自治体に対し、次の協力依頼が行われる。
 - a. 動物検疫所
農水省動物衛生課を通じて、以下の対応を動物検疫所に依頼。
 - ア) 狂犬病に感染した動物が輸入動物である場合、同時期に輸入された他の犬等との接触の有無の確認（以下「疫学関連動物」という。）
 - イ) 疫学関連動物の輸入者、輸送業者、仕向先等に関する情報提供
 - ウ) 輸送から動物検疫所搬入までの咬傷等の有無に関する航空会社等への確認と咬傷等を受けた者に対する暴露後発病予防等の指示
 - b. 農水省動物衛生課
 - ア) 畜産動物への感染状況の把握
 - イ) 畜産農家への啓発（家畜と外部の動物との接触禁止等）
 - c. 検疫所
 - ア) 一般からの問い合わせへの対応
 - イ) 空港・港湾内で狂犬病の疑いのある動物を発見した際の連絡会議への通報
 - d. 税関
 - ア) 空港・港湾内で狂犬病の疑いのある動物を発見した際の連絡会議への通報
 - e. 警察庁
必要に応じ、警察庁から発生地警察本部への協力依頼を要請
 - ア) 交通規制、交通遮断対応
 - イ) 住民の混乱を避けるための対策
 - ウ) 感染（疑い）動物からの住民保護対策
 - f. 環境省自然環境局
 - ア) 野生動物の捕獲許可に関する調整、発生地自治体の野生動物担当部局への協力依頼
 - イ) 動物愛護団体等への協力依頼

- g. (社) 日本獣医師会
一斉検診、注射等まん延防止対策への協力
 - h. (社) 日本医師会
 - ア) 狂犬病を疑う患者の的確な診断と治療
 - イ) 狂犬病の疑いのある患者を診断した場合の管轄保健所への通報
 - i. (社) 動物用生物学的製剤協会
必要に応じ、狂犬病予防ワクチンの緊急輸入
 - j. 発生地以外の自治体
必要に応じ、発生地への予防員等の動員
- ④ 広域疫学調査の指示
狂犬病の発生が確認された自治体からの疫学調査の結果報告に基づき、感染症動物等と接触のあった人及び動物が他の自治体に所在する場合には、当該自治体に調査の継続、結果報告及びその他必要な事項の指示が行われる。
- ⑤ 法的措置実施について自治体と協議・決定
法的措置（移動制限、一斉検診、一斉ワクチン接種、通行遮断等）を採るかどうかについて、自治体と協議のうえ決定される。
- ⑥ 物資調達（必要に応じ予算措置、狂犬病予防ワクチンの緊急輸入）
- a. 動物用狂犬病予防ワクチンの緊急輸入の手配
収集した情報に基づきワクチンの必要量を算出し、必要に応じ（社）動物用生物学的製剤協会に対し、緊急輸入を依頼
 - b. 人体用狂犬病予防ワクチンの緊急輸入の手配
収集した情報に基づきワクチンの必要量を算出し、必要に応じ厚労省医薬食品局に緊急輸入を依頼
- ⑦ 狂犬病動物輸出国への情報提供
狂犬病に感染した動物の発症時期から換算し、輸出国においても感染の拡大が懸念される場合、輸出国在日大使館に対して、狂犬病動物を摘発した旨の情報提供が行われる。

(4) 熊本県狂犬病対策本部の事務

- ① 県民及び報道機関への対応
相談窓口を設置し、県民からの問い合わせや、報道機関からの取材に対し、風評や伝聞など、誤った情報により混乱が生じないように配慮し、正しい情報の提供に努める。
- ② 犬の係留命令等
狂犬病の発生後直ちに、狂犬病が発生した旨を公示し、区域及び期間を定めて口輪をかけること又は犬の係留命令を発する。(予防法第10条)
- ③ 現状把握・分析
保健所からの報告に基づき、適切な現状把握と分析に努める。
- ④ 中央対策本部・九州各県への報告
厚生労働省に設置された中央対策本部に対し、収集した情報について随時報告する。
また、予防法第8条第3項の規定に基づき九州各県知事に狂犬病感染動物の発見について連絡するとともに、感染が他の都道府県に及ぶおそれがある場合は、当該都道府県に対しても連絡する。
- ⑤ 関連部局・団体間の連絡調整
関係部局、団体間の調整を行い、対策本部の適切な運営を行う。
- ⑥ 関連部局・団体との協働
関係部局、団体と連携・協働しつつ、それぞれ次の活動をする。
 - a. 健康危機管理課
 - ア) 医療機関、医師会との連絡調整
 - イ) 患者の受入可能医療機関の把握、情報提供
 - ウ) 医療機関に対する診断・治療を支援するための情報提供
 - b. 自然保護課
 - ア) 野生動物の捕獲許可事務及び捕獲に関する協力
 - イ) 野生動物への感染状況の把握
 - c. 畜産課
 - ア) 畜産動物への感染状況の把握
 - イ) 畜産動物の移動制限等の措置
 - ウ) 畜産農家への啓発(家畜と外部の動物との接触禁止等)

d. 警察本部

ア) 交通規制、交通遮断対応

イ) 住民の混乱を避けるための対策

ウ) 感染（疑い）動物からの住民保護対策

⑦ 疫学調査の指示

保健所に対し、疫学調査実施の指示を行う。

⑧ 法的措置実施についての中央対策本部との協議・決定

狂犬病のまん延が予想される場合は、中央対策本部と協議の上、次の法的措置の実施を決定する。

a. 集合施設（犬の展覧会等）の禁止、移動禁止・制限（予防法第15条・17条）

区域、期間を定めて当該区域内における犬の移動禁止又は制限（狂犬病にかかっている旨の獣医師の証明書がある場合は移動を認める等）及び当該区域からの移出禁止を行う。

また、他の区域からの移入禁止又は制限（発生区域からのみの移入の禁止等）を行う。

b. 一斉検診（予防法第13条）

狂犬病にかかった犬又はその疑いのある犬が多数発見された場合又は狂犬病にかかった犬にかまれた犬が多数いるような場合、発生地域の飼い犬を対象に、狂犬病感染に関する検診を実施する。

実施にあたっては、原則として予防員が行うこととし、地域の実情等必要に応じ市町村及び熊本県獣医師会の協力を得ること。

一斉検診を実施した場合は、次の項目を記載した台帳を作成しておくこと。

ア) 犬の所在地

イ) 所有者

ウ) 犬の種類等

エ) 登録、狂犬病予防注射の実施年月日

オ) 鑑札・狂犬病予防注射済票番号

カ) 検診結果

c. 一斉ワクチン接種（予防法第13条）

狂犬病にかかった犬が徘徊し他の犬に感染させる恐れがある場合には、発生地域の飼い犬（基本的には、その年度に狂犬病予防注射を受けていない犬）を対象に、臨時の狂犬病予防注射を実施する。

実施にあたっては、原則として予防員が行うこととし、地域の実情等必要に応じ市町村及び熊本県獣医師会の協力を得ること。

ア) 個別注射

発生区域が小範囲である場合で、動物病院等での個別注射又は訪問による個別注射が可能な区域では、個別注射を基本として実施する。予防員以外が行う個別注射時には、予防員が必ず動物病院等を巡回する。

イ) 集合注射

発生区域が広範囲にわたり、また対象犬数が多い場合は、集合注射を行うこともやむを得ない。

集合注射は、通常時の実施方法を準用するとともに、各会場には必ず予防員を配置し、犬同士の接触を避けるよう犬の所有者を指示する。

d. 通行遮断（予防法第16条）

まん延防止のため、やむを得ず発生地等への交通を遮断又は制限する場合は、警察本部と協議し、区域、期間を定めて実施する。

e. 係留されていない犬の捕獲・薬殺（予防法第18条・第18条の2）

係留されていない犬については、捕獲を行う。捕獲した犬については、通常時と同様に公示等を行い所有者の発見に努めるが、所有者が発見された場合でも、予防注射を行っていない犬については狂犬病に感染した疑いがあるものとして、保健所若しくは動物管理センターの保管施設において予防員による観察を継続する。予防注射を行っている犬については、所有者に返還しても差し支えないが、所有者の自宅において隔離し他の動物との接触を避けるよう指示するとともに、予防員が定期的に訪問し観察を継続する。

なお、「致死処分選択の基準」（付属書P.8参照）に該当する犬については致死処分を選択することが望ましい。観察の結果、狂犬病の疑いなくなった犬については所有者へ返還する。

また、通常の方法では、捕獲が著しく困難である場合は、区域・期間を定めて薬品（硝酸ストリキニーネ）を使用して薬殺を行う。

その際、当該区域内及び近隣の住民に対し係留されていない犬を薬殺する旨を周知する。薬殺及び住民への周知の方法は、政令第7条及び第8条に従う。

f. 物資調達

狂犬病予防対策に必要な物資の調達を行う。

（5）狂犬病地域対策本部の事務

① 現地での疫学調査

調査内容は、付属書P.1～2以降に従い実施する。

② 対策本部への報告

調査結果、対応状況等について逐次対策本部へ報告する。

③ 住民への啓発・指導

調査結果や対策本部との協議を踏まえ、住民に対して適切な情報提供を行う。
また、狂犬病の疑いのある動物を発見した場合、当該動物に接触しないよう指導を行うとともに、保健所への通報を周知・徹底する。

④ 感染した動物（疑い含む）の隔離

次のような場合、狂犬病まん延防止のため、保健所若しくは動物管理センターの保管施設で保管・隔離を行う。

- a. 獣医師又は所有者から狂犬病の疑いのある動物発見の届出があった場合で、感染の疑いがあると判断した場合。
- b. 所有者が判明しない動物を捕獲・収容した場合
- c. 野生動物を収容した場合

⑤ 法的措置の実施

対策本部が実施決定した「法的措置」のうち、次の措置を実施する。

- a. 集合施設の禁止、移動禁止・制限
- b. 一斉検診
- c. 一斉ワクチン接種
- d. 係留されていない犬の捕獲・薬殺

⑥ 施設の消毒等

狂犬病の疑いのある動物と接触した施設内にある全ての物品等の移送・移動禁止と施設の洗浄・消毒を指示する。（「狂犬病ウイルスの消毒方法について」付属書P. 4備考を参照）

※その他、確定診断の結果、発症動物が確認された場合の対応の詳細については、付属書P. 11～16を参照。

2 確定診断により陰性と診断された場合の対応

関係機関へ診断結果について連絡を行い、他の被疑動物が確認されていない場合は、通常時の体制に戻す。

VII 対策本部の解散

対策本部を解散し、通常時の体制に戻す場合にあっては、新しい被疑動物の発生が一定の期間ないこと等、事態が十分に沈静化したことを確認して行うものとする。経過観察期間は1～2ヶ月とし、清浄性が確認された後、終息宣言を実施する。

又、解散に際しては、狂犬病発生から終息までの経緯及びとられた対応についての分析、今後の対応等に関する報告書を作成し公表すると共に、狂犬病発生の原因や感染が拡大した要因について必要な対策を講じ、再発防止に努める。

<参考> 予防法に基づく事務一覧

| 平常時 | 発生時 |
|--|--|
| <p>(1) 飼い犬の登録・予防注射の実施</p> <p>① 予防法第4条「登録」 義務者：犬の所有者、市町村</p> <p>② 予防法第5条「予防注射」 義務者：犬の所有者、市町村</p> <p>(2) 予防員による徘徊犬の抑留</p> <p>① 予防法第6条「抑留」 義務者：予防員、※技術員 ※狂犬病予防法施行規則第14条に規定する狂犬病予防技術員（捕獲人）</p> <p>(3) 動物の輸入・輸出検査</p> <p>① 予防法第7条「輸出入検査」 義務者：検査官（農水省所管）</p> | <p>(1) 狂犬病感染疑い動物の確保と狂犬病ワクチン接種の有無の確認。</p> <p>① 予防法第8条「届出義務」 義務者：獣医師、犬の所有者、保健所長、知事 ※ 法第2項 報告を受けた保健所長は、政令第6条の定めに基づき、その旨を知事へ報告する。 ※ 第3項 知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。）</p> <p>② 予防法第9条「隔離義務」 義務者：獣医師、犬の所有者、予防員 ※ 第2項 予防員は前項の隔離について必要な指示をすることができる。</p> <p>(2) 同疑い動物の周辺で飼育されている動物へのワクチン接種やけい留の指導</p> <p>① 予防法第10条「公示及びけい留命令等」 義務者：知事</p> <p>② 予防法第13条「検診及び予防注射」 義務者：知事</p> <p>(3) 同疑い動物の確定診断の実施。</p> <p>① 予防法第11条「殺害禁止」 義務者：予防員</p> <p>② 予防法第12条「死体の引渡し」 義務者：犬の所有者、予防員</p> <p>③ 予防法第14条「病性鑑定のための措置」 義務者：保健環境科学研究所の職員で予防員として指定を受けた者が知事の許可を受けて実施。</p> <p>(4) 狂犬病発生の確認とその結果に基づく防疫体制の構築</p> <p>① 予防法第15条「移動の制限」</p> <p>② 予防法第16条「交通の遮断又は制限」</p> <p>③ 予防法第17条「集合施設の禁止」</p> <p>④ 予防法第18条「けい留されていない犬の抑留」 ※ 第2項「けい留されていない犬の薬殺」</p> <p>⑤ 予防法第21条「抑留所の設置」 義務者：知事</p> <p>⑥ 予防法第19条「厚生労働大臣の指示」 義務者：厚生労働大臣</p> <p>⑦ 予防法第20条「公務員等の協力」 義務者：公務員、獣医師</p> |

